

# 一般廃棄物処理基本計画

平成22年3月

富 津 市



# 目 次

## 第 1 章 基本的事項

1 - 1	基本的事項	1
1	一般廃棄処理基本計画改定の目的	1
2	計画目標年次	2
3	計画の位置付け	3
1 - 2	本市の概要	4
1	位置・地勢	4
2	気 象	4
3	人 口	5
4	産 業	6
5	土地利用	9
6	交 通	9
7	観 光	9
8	将来構想	10
9	人口フレーム	12
1 - 3	国・県の計画	13
1	廃棄物処理及びリサイクル関連法	13
2	国の計画	14
3	県の計画	15
1 - 4	河川及び海域の水質	16
1	河川の水質	16
2	海域の水質	17

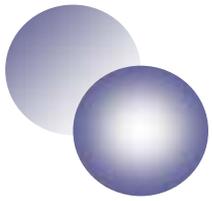
## 第2章 ごみ処理基本計画

2 - 1	ごみ処理の概要	19
1	ごみ処理の経緯	19
2	計画処理区域	19
3	処理・処分対象ごみ	20
4	収集・運搬	21
5	中間処理	23
6	最終処分	25
7	処理・処分フロー	25
8	発生抑制・資源化	27
9	実績値の推移	30
10	類似団体等との比較検討	38
11	課題の整理	42
2 - 2	ごみ処理基本計画	44
1	基本理念	44
2	基本姿勢	45
3	基本方針	46
4	市民・事業者・行政の役割	47
5	計画目標数値	50
6	ごみ排出量等の見込み	52
7	発生抑制・資源化計画	54
8	処理主体計画	59
9	収集・運搬計画	59
10	中間処理計画	62
11	最終処分計画	64
12	災害廃棄物の処理・処分	65
13	その他の事項	66

## 第3章 生活排水処理基本計画

3 - 1	生活排水処理の概要	68
1	生活排水処理体系	68
2	生活排水処理の主体	69
3	処理形態別人口の推移	69
4	し尿及び浄化槽汚泥の処理量	70
5	関連する事項の整理	72
6	収集・運搬	74
7	中間処理	74
8	最終処分	75
9	課題の整理	76
3 - 2	生活排水処理基本計画	77
1	基本理念	77
2	基本姿勢	77
3	基本方針	78
4	市民・事業者・行政の役割	79
5	計画目標数値	80
6	処理形態別人口、し尿等処理量の見込み	81
7	収集・運搬計画	82
8	中間処理計画	82
9	発生抑制・資源化計画	83
10	最終処分計画	85
11	災害発生時の処理・処分	85
12	その他の事項	86





## 第 1 章

## 基本的事項





## 1 - 1 基本的事項

### 1. 一般廃棄物処理基本計画改定の目的

#### 1) 背景

富津市（以下、「本市」という。）では、平成7年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの排出抑制、適正処理の推進により生活環境の保全、公衆衛生の向上を図っています。また、平成11年3月には、一般廃棄物処理基本計画のうち生活排水処理基本計画を改定し、生活排水による公共用水域の汚濁防止を推進しています。

国では大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、循環型社会を形成するために、平成13年1月に循環型社会形成推進基本法を施行し、ごみ処理の優先順位を発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（サーマルリカバリー）、適正処理と定めています。また、容器包装、家電、食品等の各種リサイクル法の施行と、同法に基づくリサイクルの仕組みづくりを推進しています。

千葉県では、平成20年9月に廃棄物処理計画を改定し、資源が循環する持続可能な社会の実現に向け、各主体（県民・NPO、事業者、行政等）のパートナーシップで3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進すること、及び廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶などを基本方針として取り組みを推進しています。

このような社会的情勢の変化を踏まえ、本市が長期的・総合的視点に立ち、計画的に循環型社会の構築を図るため、一般廃棄物処理基本計画を改定することとしました。

一般廃棄物処理基本計画の改定にあたっては、一般廃棄物の処理・処分を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、ごみの発生抑制や資源化を推進することを念頭に置き、市民、事業者、行政の役割を分担し、自主的、積極的に、さらに協働して、それぞれの主体が実施すべき取り組みを定めることとします。

## 2) 法的位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）（昭和45年法律第137号）」第6条第1項の規定により、本市から発生する一般廃棄物の処理・処分について定めるものです。

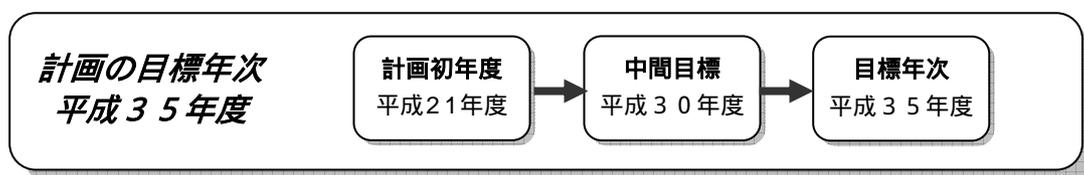
廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられます。産業廃棄物とは、廃棄物処理法で定められた事業活動に伴って排出される廃棄物を示し、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の家庭及び事業所等から発生する廃棄物を示します。し尿、浄化槽汚泥等も一般廃棄物となります。

## 2. 計画目標年次

本計画は、平成21年度を初年度とし、15年後の平成35年度を目標年次とします。

また、本計画は、初年度から5年ごと、又は制度の改正やごみ処理を取り巻く情勢が大きく変化した場合などに見直しを行います。

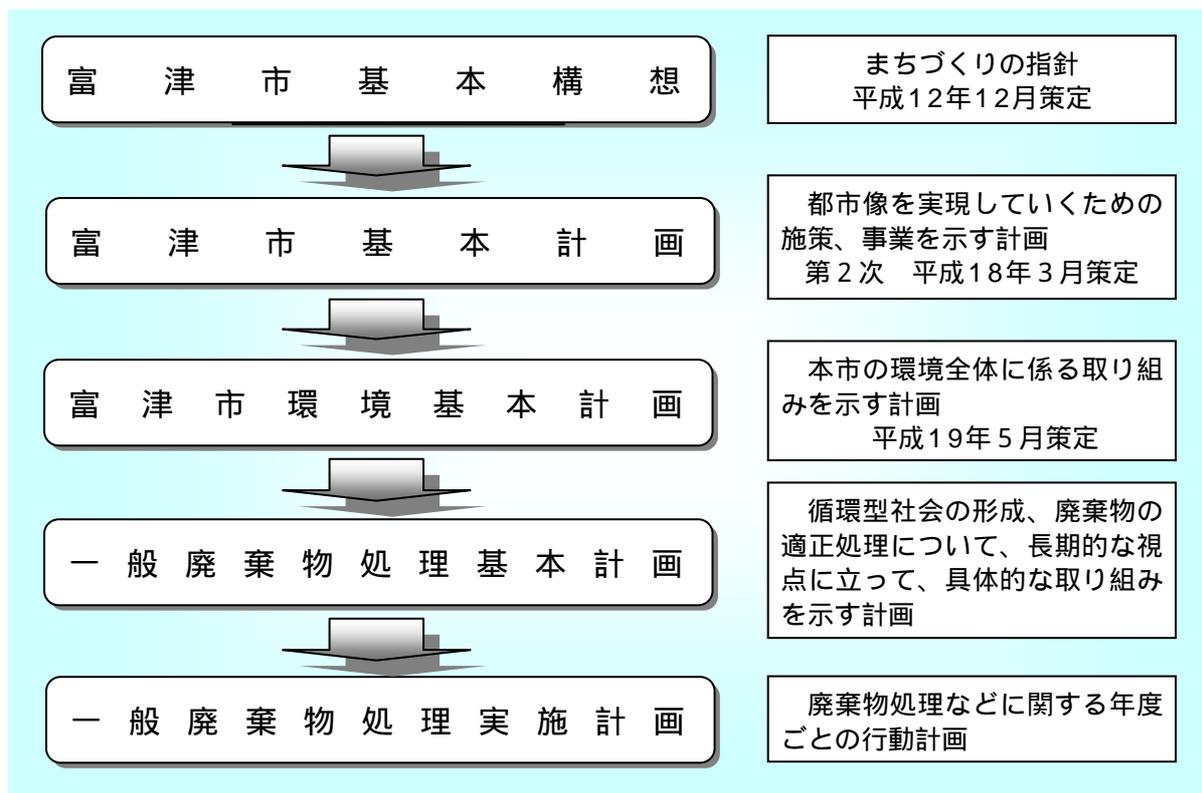
図1-1-1 目標年次



### 3. 計画の位置付け

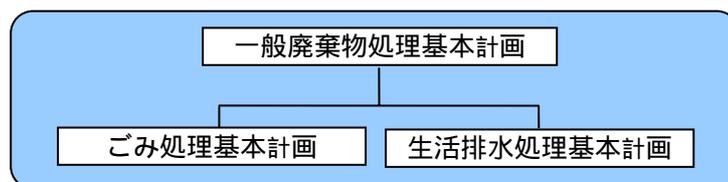
本計画は、富津市基本計画、富津市環境基本計画を上位計画とし、循環型社会の形成、廃棄物の適正処理に関する具体化な取り組みを定めます。

図1-1-2 本計画の位置付け



本市は、ごみの処理・処分に係る「ごみ処理基本計画」、及びし尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水の処理・処分に係る「生活排水処理基本計画」を併せて一般廃棄物処理基本計画としています。

図 1-1-3 本市の一般廃棄物処理基本計画の構成



# 1 - 2 本市の概要

## 1. 位置・地勢

本市は、千葉県の中南部にあり、北東部を君津市、東南部を鴨川市、南部は鋸山を隔て鋸南町に接し、西部は東京湾に臨み対岸には神奈川県横須賀市が位置しています。面積は、205.35km<sup>2</sup>で、東部から南部にかけて鹿野山（標高379.0m）、鋸山（同329.5m）、高宕山（同330.1m）などの山々が連なり、岩瀬川、染川、湊川等の数多くの河川があります。

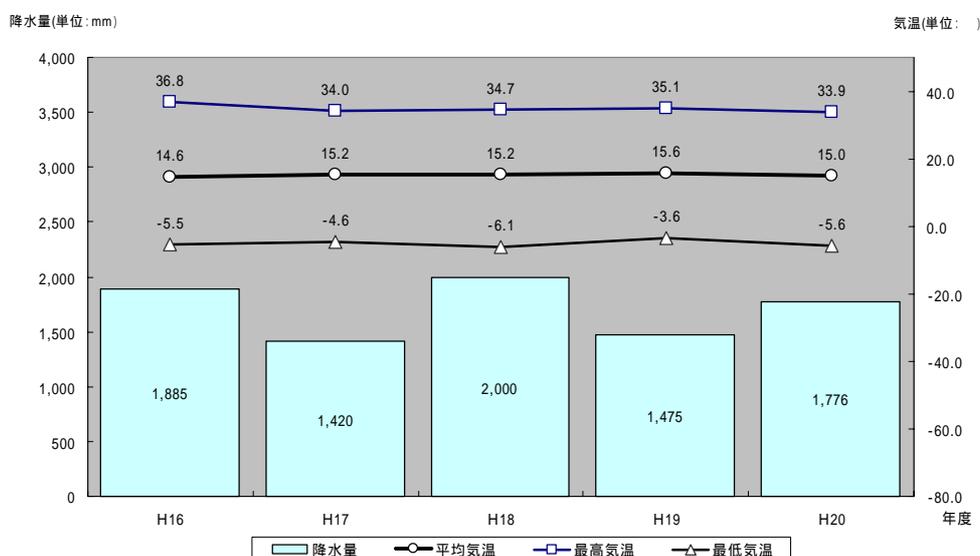
西部は、東京湾に突出した富津岬から南に約40kmに及ぶ海岸線があり、豊かな観光資源に恵まれ南房総国定公園となっています。東京湾アクアライン（平成9年12月開通）や館山自動車道（平成19年7月全線開通）により首都圏からのアクセスが向上しています。

## 2. 気象

平成16年～平成20年の気象概要を図1-2-1に示します。

本市の気象は、平均気温14.6 ～ 15.6、最高気温33.9 から36.8、最低気温-6.1 ～ -3.6、降水量1,420mm～2,000mmとなっています。

図 1-2-1 平均気温及び降水量



### 3.人口

#### 1)人口・世帯数

本市の人口動態は、出生に対し死亡、転入に対し転出が上回っており、年々人口が減少しています。平成20年度は、平成11年度に比べ4,881人減少（約9%）し49,761人となっています。世帯数は増加傾向にあり、平成20年度は平成11年度に比べ631世帯増加し、18,405世帯となっています。1世帯当たりの人口は年々減少傾向にあり、平成20年度は2.70人/世帯となっています。

人口及び世帯数の推移を表1-2-1に、人口動態を表1-2-2に示します。

表1-2-1 人口及び世帯数の推移

区分 年度	行政区域内人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの人口 (人/世帯)
H11	54,642	17,774	3.07
12	54,219	17,774	3.05
13	53,736	17,846	3.01
14	53,258	17,895	2.98
15	52,684	17,949	2.94
16	52,186	18,066	2.89
17	51,493	18,056	2.85
18	50,965	18,183	2.80
19	50,458	18,316	2.75
20	49,761	18,405	2.70

(資料：人口、世帯数は住民基本台帳 各年度10月1日現在)

表1-2-2 人口動態

(単位：人)

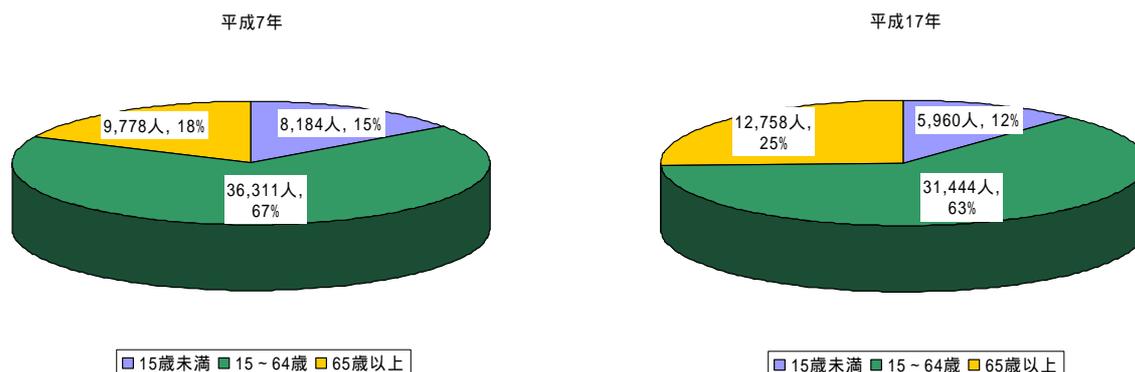
区分 年	自然動態		社会動態		増減
	出生	死亡	転入	転出	
H11	367	572	1,712	1,857	-350
12	375	557	1,643	1,894	-433
13	318	541	1,602	1,865	-486
14	334	543	1,576	1,873	-506
15	295	603	1,561	1,802	-549
16	303	599	1,529	1,774	-541
17	272	579	1,364	1,720	-663
18	272	567	1,505	1,683	-473
19	274	658	1,362	1,581	-603
20	256	636	1,497	1,609	-492

(資料：富津市統計書平成20年版 各年1年間の実績)

## 2) 人口の年齢別構成

平成17年における人口の年齢別構成は、15歳未満が12%、15～64歳未満が63%、65歳以上が25%となっています。平成7年に比較して15歳未満及び15～64歳未満の人口が減少しているのに対して、65歳以上が7ポイント増加しています。

図1-2-2 人口の年齢別構成



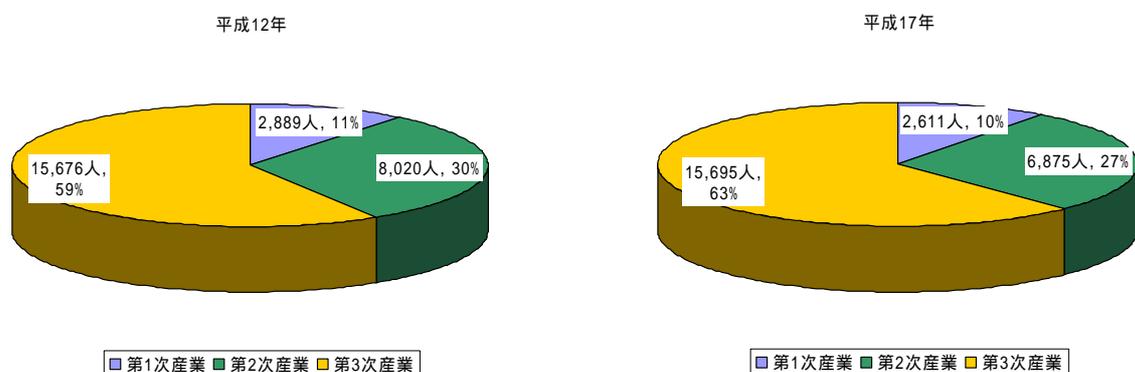
(資料：富津市統計書平成20年版 国勢調査)

## 4. 産業

### 1) 就業人口

平成17年における就業人口の構成は、第1次産業が10%、第2次産業が27%、第3次産業が63%となっています。平成12年に比較して第1次産業、第2次産業が減少しているのに対して、第3次産業が増加しています。

図1-2-3 就業人口の構成



(資料：富津市統計書平成20年版 国勢調査、分類不能除く)

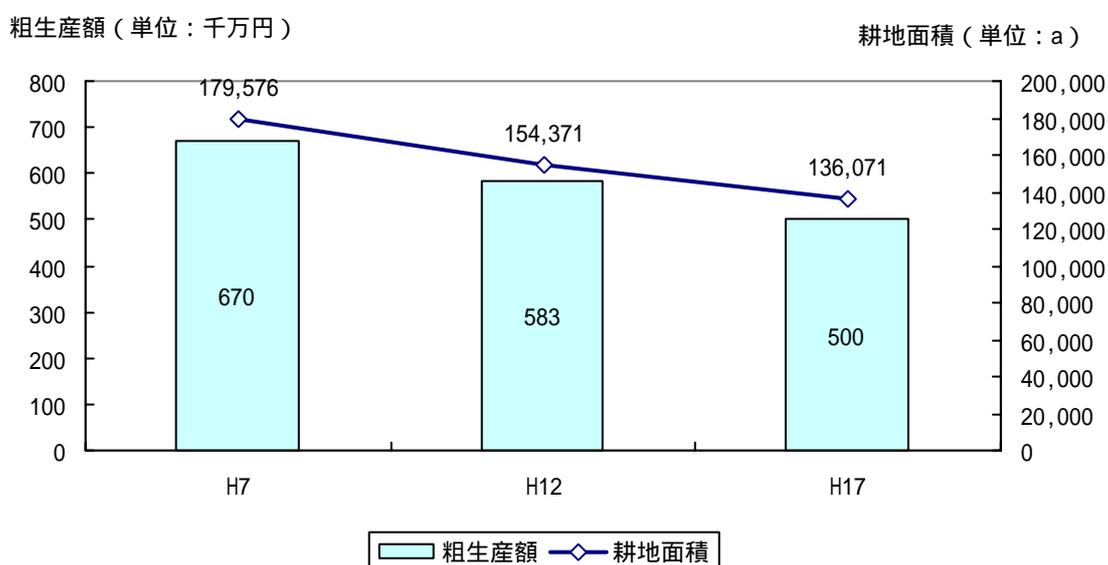
## 2) 事業所数

総務省の事業所・企業統計調査によると本市の事業所数は、減少傾向にあり、平成18年度は、平成13年度の19,078件に比べ1,817件減少(約10%)し17,261件となっています。

## 3) 農業

農業については、粗生産額が約3割減少し、耕地面積が約2割減少しています。

図1-2-4 農業に関する指標



(資料: 富津市統計書平成20年版 農業センサス等)

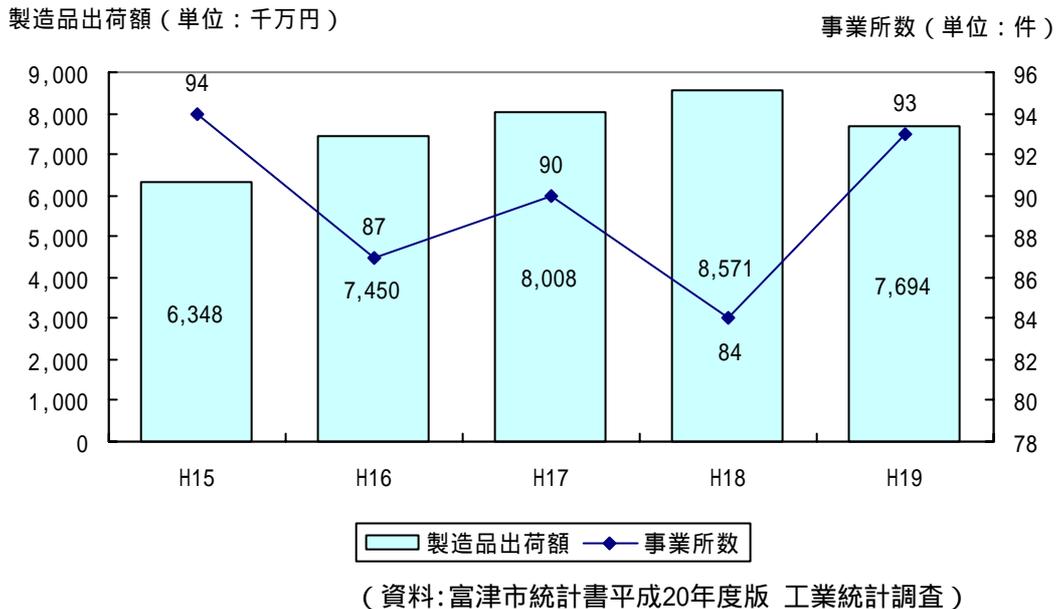
## 4) 漁業

漁業については、平成10年に経営体数が697件ありましたが、79件減少(約11%)し平成15年には618件となっています。また、漁獲量も年々減少し、平成11年に8,712tあったものが、2,888t減少(約33%)し平成15年には5,824tとなっています。

## 5) 工業

工業については、事業所数が84件~94件、製造品出荷額が6,348千円~8,571千円で推移しています。

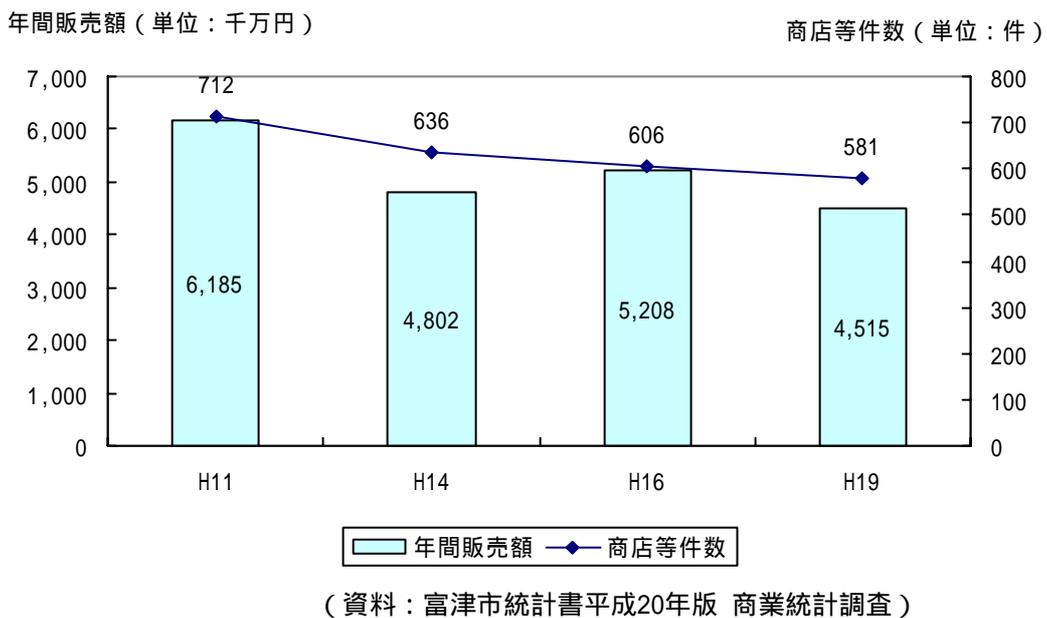
図1-2-5 工業に関する指標



6) 商業

商業については、平成11年に商店等件数が712件ありましたが、131件減少（約18%）し、平成19年には581件となっています。また、年間販売額も年々減少し、平成11年に6,185千万円あったものが、1,670千万円減少（約27%）し平成19年には4,515千万円となっています。

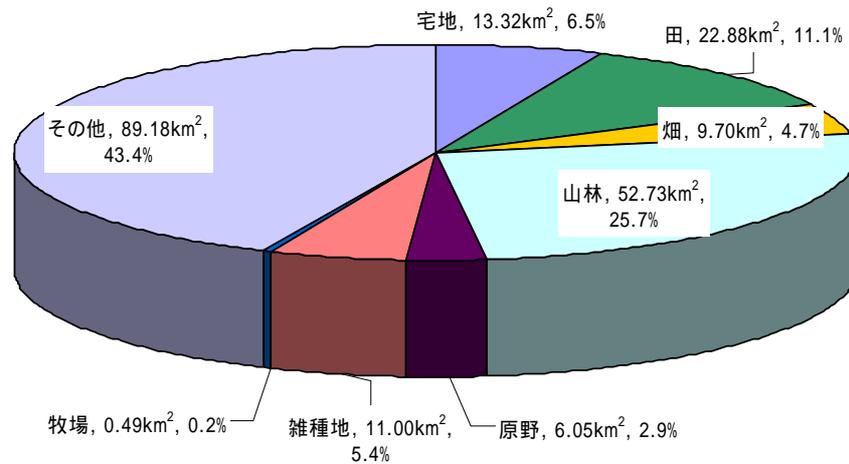
図1-2-6 商業に関する指標



## 5. 土地利用

土地利用は、宅地、雑種地が増加傾向にあり、山林、田・畑は減少傾向にあります。平成20年の土地利用の構成比は、宅地が6.5%、田・畑が15.8%、山林・原野・雑種地が34%となっています。

図1-2-7 土地利用状況（平成20年）



（資料：富津市統計書平成20年版）

## 6. 交通

鉄道は、JR内房線が南北に縦断しJR青堀駅をはじめ、JR大貫駅、JR佐貫町駅など、6つの駅があります。

路線バスは、富津線をはじめとした8路線があり、高速バスとしては、東京駅と富津市内を結ぶ2路線があります。

道路網は、館山自動車道、国道16号、127号、465号、県道15路線の他、数多くの市道が広がっています。

また、海上交通として金谷と久里浜を結ぶ東京湾フェリーがあります。

## 7. 観光

本市では、東京湾に面した長い海岸線や緑の山並みが続く美しい自然条件を活かし、夏季を中心に年間を通じた観光が展開されており、平成20年の年間入込数は、約262万人となっています。

## 8. 将来構想

### 1) 富津市基本計画

本計画の上位計画である富津市基本計画は、基本構想で定めた市の将来都市像である「躍動とにぎわい 安らぎとふれあいの交差するまち ふつつ」の実現に向けての施策体系等を示したものです。富津市基本計画における施策体系、基本政策を図1-2-8に、一般廃棄物処理に関する基本的な考え方を図1-2-9に示します。

図1-2-8 第2次基本計画における施策体系、基本政策

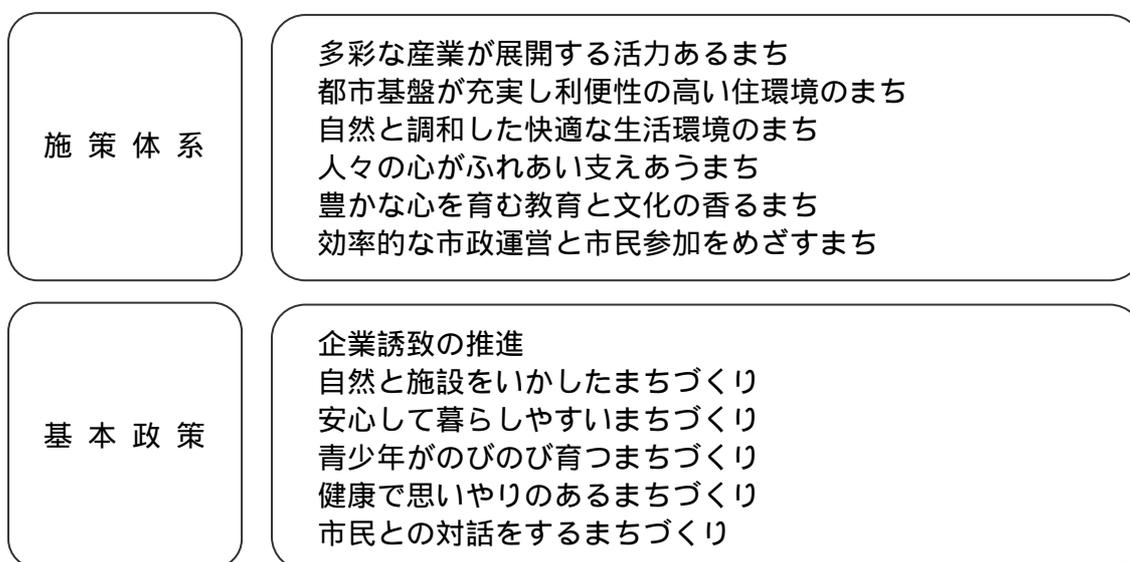
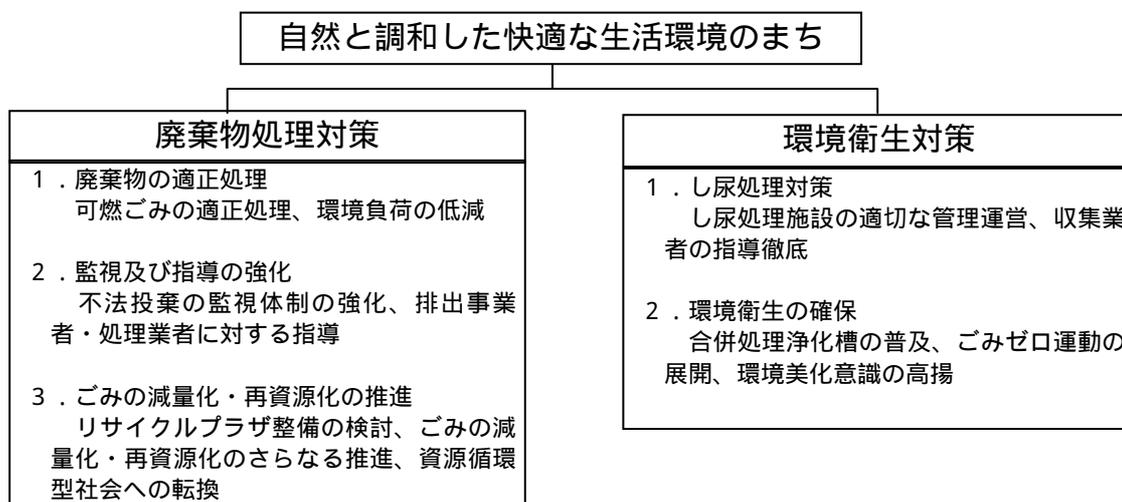


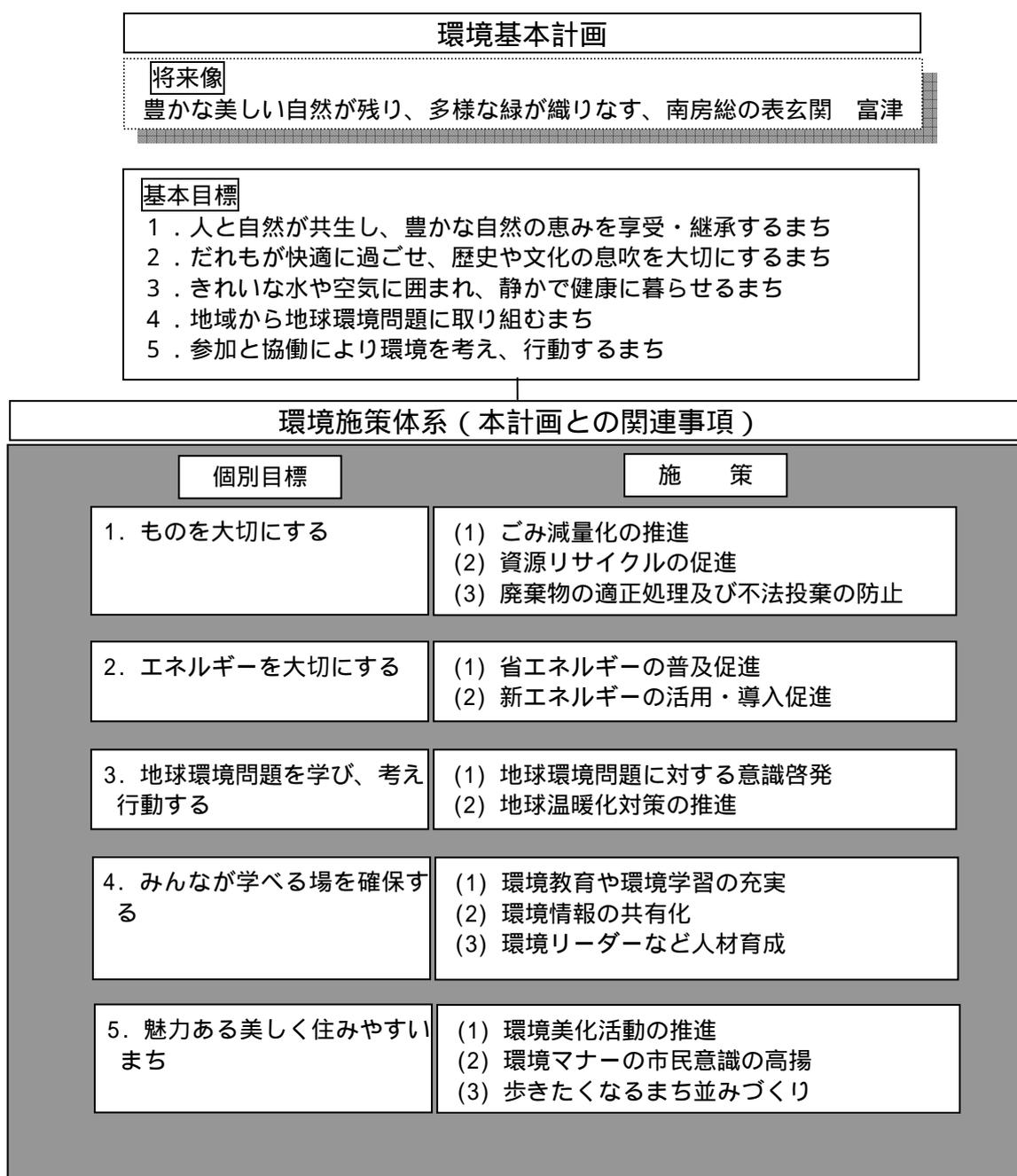
図1-2-9 第2次基本計画における一般廃棄物処理に関する基本的な考え方



## 2) 富津市環境基本計画

本市では、環境の保全に関する長期的な目標と施策の方向及び市、事業者、市民の各主体が担う環境の保全に関する具体的な取り組みを示す富津市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を平成19年5月に策定しました。本計画は、環境基本計画に定められた目標、施策との整合を図り、循環型社会の形成を通して環境保全を達成して行くものとします。

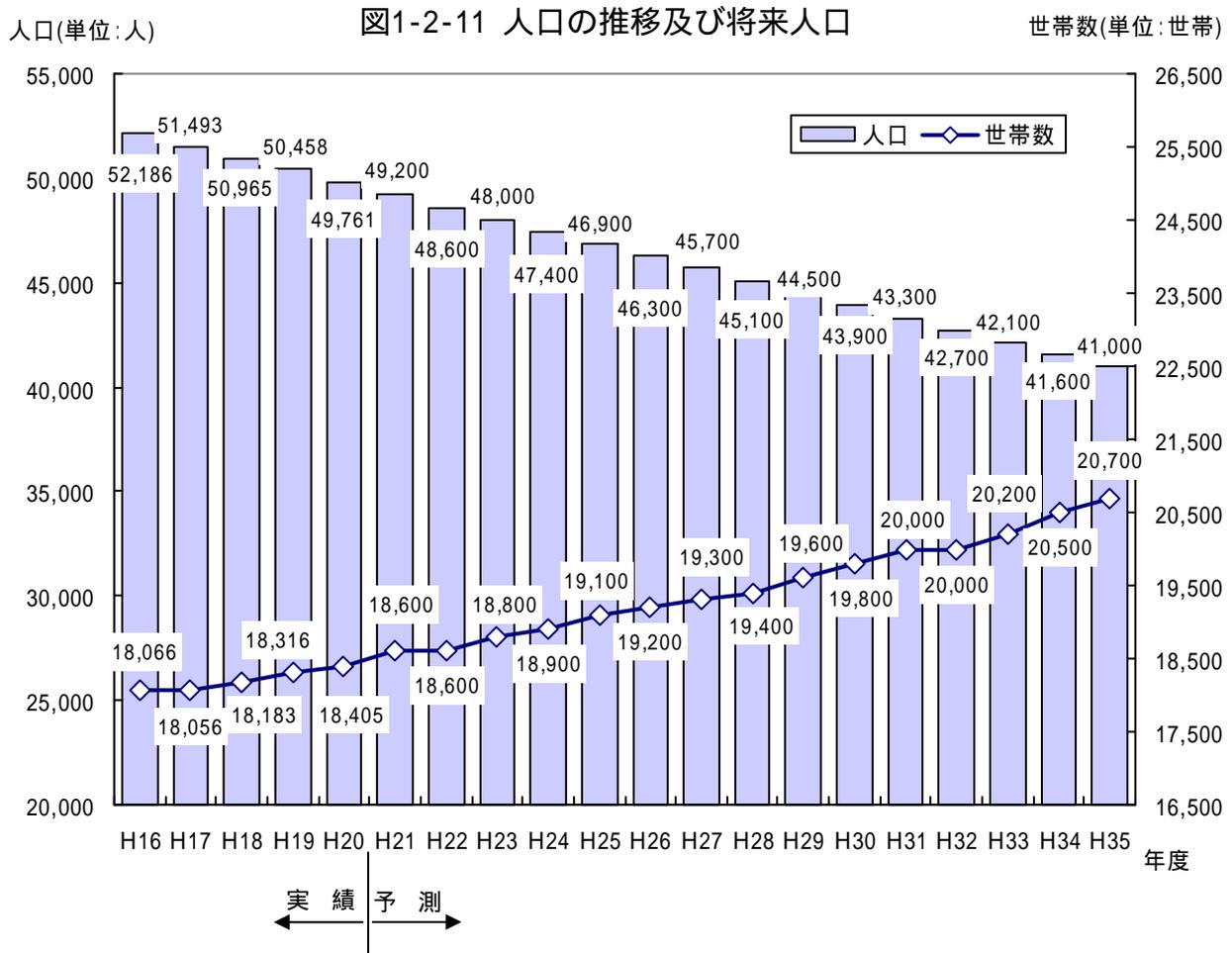
図1-2-10 環境基本計画における一般廃棄物処理等に関連する目標・施策



## 9. 人口フレーム

本市の人口は、少子、高齢化の進行とともに減少する傾向にあり、将来においてもこの傾向は継続するものと予測されます。ただし、基本計画に基づくまちづくりを推進することにより、人口流出の抑制とともに人口流入が期待され、緩やかに減少するものと考えられます。

そのため、平成35年度の人口は41,000人になるものとして計画します。



## 1 - 3 国・県の計画

### 1. 廃棄物処理及びリサイクル関連法

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。表1-3-1にリサイクル関連法施行の経過を示し、表1-3-2に廃棄物処理、資源化に関する国の方針・計画等の経過を示します。

表1-3-1 リサイクル関連法施行の経過

年 月	関 連 法
平成 6年 8月	環境基本法完全施行（環境全般）
平成 9年 4月	容器包装リサイクル法一部施行（ガラスびん・ペットボトル）
平成12年 4月	容器包装リサイクル法完全施行
平成13年 1月	循環型社会形成推進基本法施行（循環型社会形成）
平成13年 4月	家電リサイクル法完全施行（家電品）
	資源有効利用促進法完全施行（各種製品、パソコン等）
	グリーン購入法完全施行（自治体の調達品）
平成13年 5月	食品リサイクル法完全施行（食品残渣）
平成14年 5月	建設リサイクル法完全施行（建設廃棄物）
平成17年 1月	自動車リサイクル法完全施行（自動車）

表1-3-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成13年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成15年 3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成17年 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成20年 3月	循環型社会形成推進基本計画改定（国）

## 2. 国の計画

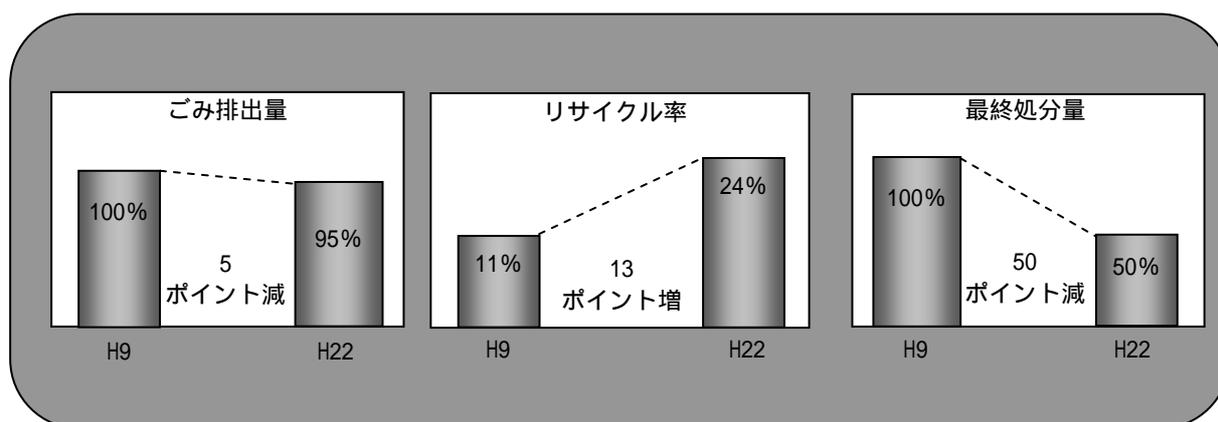
廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

国の数値目標を表1-3-3、図1-3-1に示します。

表1-3-3 国の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成9年度に対し、平成22年度において約5%削減
リサイクル率	平成9年度の11%に対し、平成22年度において約24%に増加
最終処分量	平成9年度に対し、平成22年度において約50%に削減

図1-3-1 国の数値目標



### 3. 県の計画

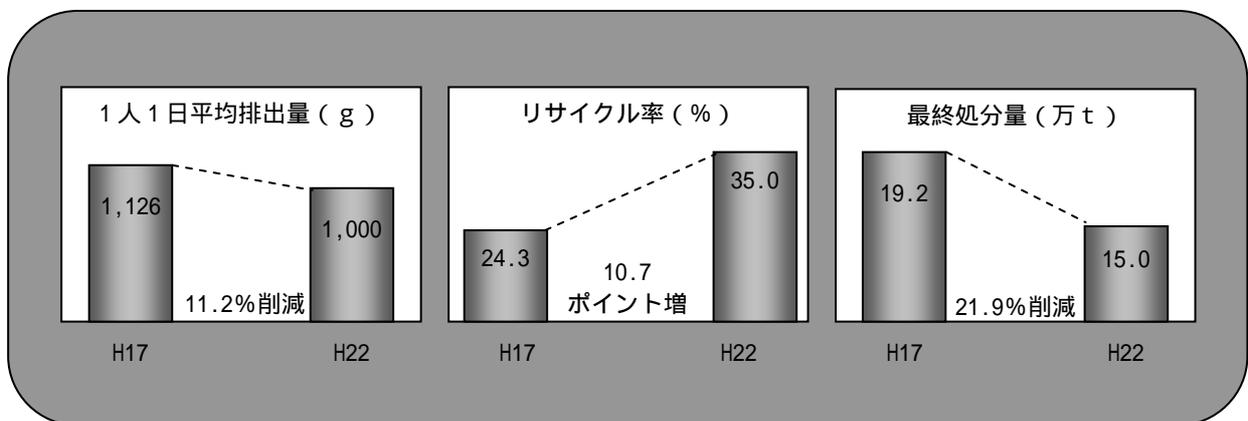
千葉県では平成20年9月に「千葉県廃棄物処理計画」(以下、「県計画」という。)を改定しています。大量廃棄型社会から脱却するとともに、限りある資源を効率的に利用する資源循環型社会の構築を目指し、県民・NPO、事業者、行政等の各主体がそれぞれの立場で、実践すべきことを考え、行動するとともに、連携・協働して進めていくことを基本方針としています。県計画では、資源循環型社会を「廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理を推進し、ものを大切に作る社会」と位置付け、それを築くために「3Rの推進」と「適正処理の推進」を2本の柱に据え、具体的な施策を展開しています。

県の数値目標を表1-3-4、図1-3-2に示します。

表1-3-4 県の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成22年度におけるごみ排出量を223万t以下(1人1日当たり1,000g以下)とする。
リサイクル率	平成22年度における再資源化率を35%以上とする。
最終処分量	平成22年度における最終処分量を15万t以下に削減する。 (ごみ排出量の6.7%以下)

図1-3-2 県の数値目標



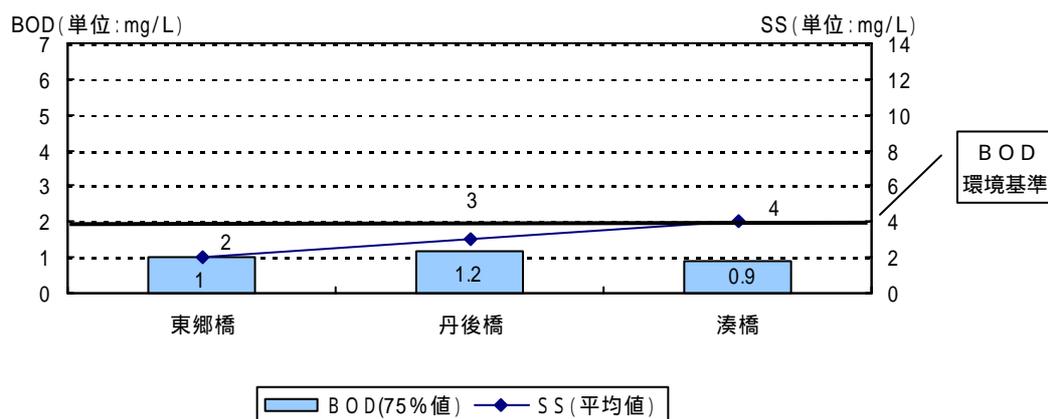
# 1 - 4 河川及び海域の水質

## 1. 河川の水質

千葉県による河川の水質調査は、二級河川の湊川と染川で行っています。環境基準の類型は湊川がA類型、染川がC類型となっています。

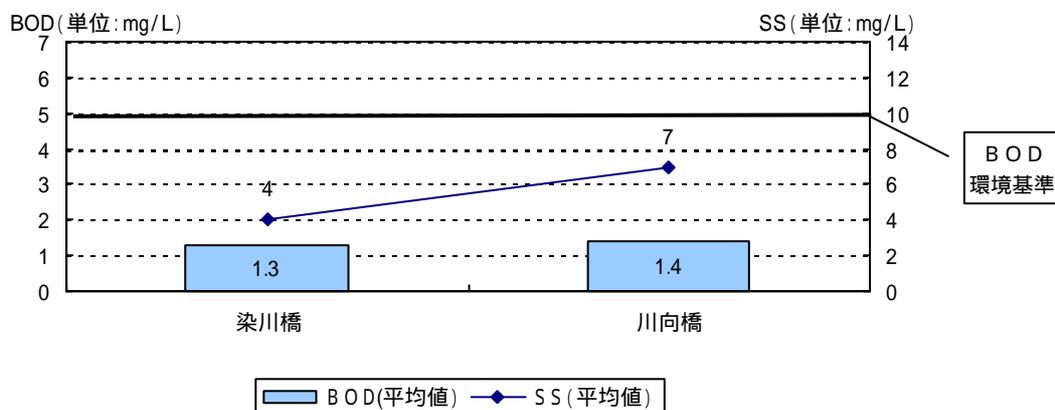
平成19年度の水質調査結果に基づきBOD（生物化学的酸素要求量）及びSS（浮遊物質量）の湊川縦断水質変化を図1-4-1に、染川縦断水質変化を図1-4-2に示します。いずれの河川もBOD、SSともに、全地点で環境基準値を満足しています。

図1-4-1 湊川の縦断水質変化（平成19年度）



SSの環境基準は25mg/l以下（資料：千葉県環境白書平成20年版）

図1-4-2 染川の縦断水質変化（平成19年度）



SSの環境基準は50mg/l以下（資料：千葉県環境白書平成20年版）

類型指定の無い河川を含め本市が行った主要な河川の経年的水質調査( B O D )  
結果を表1-4-1に示します。

表1-4-1 本市による水質調査結果

河川 \ 年度	H16	17	18	19	20
百目木川	2.3	2.5	2.0	3.9	2.5
西新川	7.4	10.9	7.1	5.2	3.6
川名川	1.6	2.1	1.8	2.3	2.1
岩瀬川	3.4	3.5	4.8	3.0	3.0
小久保川	2.5	5.2	3.1	3.4	2.8
染川	2.6	1.8	1.6	1.9	1.9
湊川	1.0	1.3	1.0	1.0	1.2
相川	1.1	1.2	0.8	1.1	0.7
志駒川	0.9	1.2	0.6	1.2	0.6
白狐川	1.0	1.1	1.2	1.3	1.1
金谷川	1.8	2.8	1.6	1.8	2.0

## 2. 海域の水質

千葉県による海域の水質調査は、富津航路、富津岬下、上総湊沿岸で行って  
います。環境基準の類型を表1-4-2に示します。

表1-4-2 環境基準の類型

項目 \ 区分	富津航路	富津岬下	上総湊沿岸
C O D の類型	B	A	A
T - N (全窒素) の類型			
T - P (全りん) の類型			

平成19年度のC O D ( 化学的酸素要求量 ) の調査結果を図1-4-3に、T - N (全  
窒素)、T - P (全りん) の調査結果を図1-4-4、図1-4-5に示します。

CODの75%値は、環境基準を下回っていますが、T - N、T - Pの年平均値は、環境基準の超過がみられます。

生活雑排水の流入による海域の汚濁がひとつの要因となっており、生活排水対策を推進する必要があります。

図1-4-3 海域水質調査結果(COD75%値)

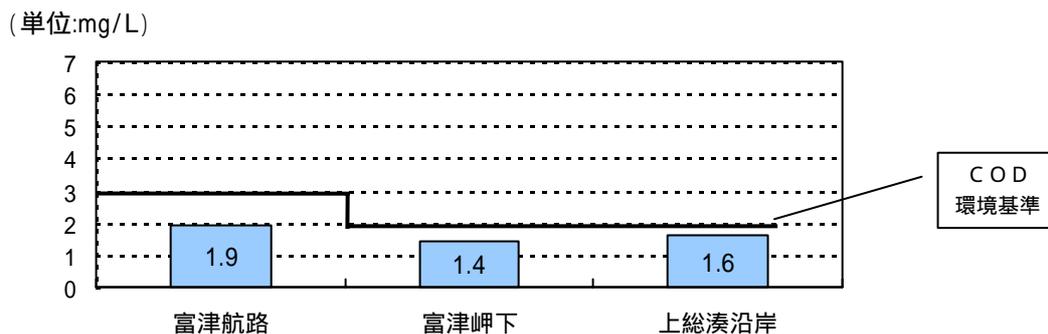
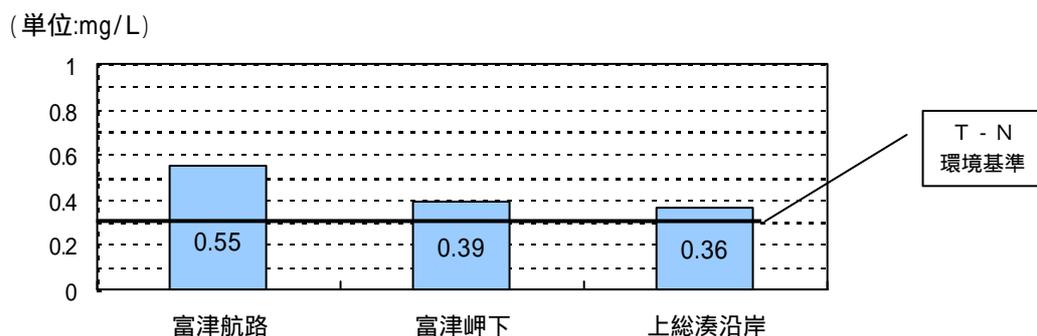
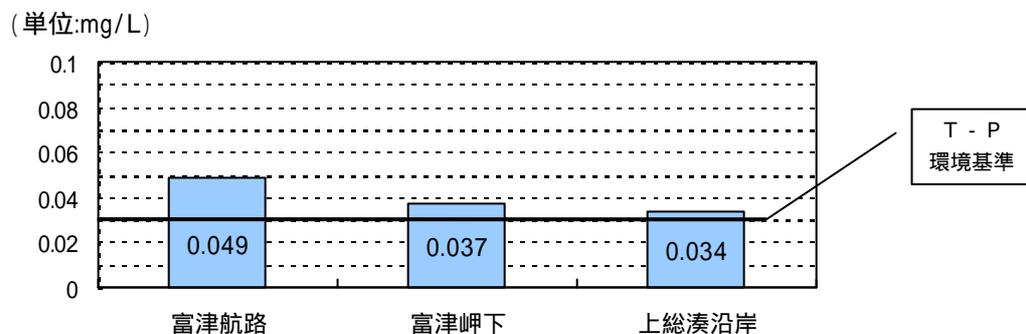


図1-4-4 海域水質調査結果(T - N年平均値)

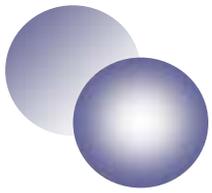


(資料：千葉県環境白書平成 20 年度)

図1-4-5 海域水質調査結果(T - P年平均値)



(資料：千葉県環境白書平成 20 年度)



## 第 2 章

## ごみ処理基本計画





## 2 - 1 ごみ処理の概要

### 1. ごみ処理の経緯

本市におけるごみ処理の経緯を表2-1-1に示します。

表2-1-1 ごみ処理の経緯

年 月	主 な 経 緯
昭和51年3月	富津市環境センター竣工（焼却施設及び不燃物処理施設を併設）
昭和51年4月	有料指定袋（ステッカー併用）による収集（可燃ごみ・不燃ごみ）を開始
昭和59年4月	有害ごみ（廃乾電池）の収集開始
平成元年4月	指定収集袋を25円から15円に直接搬入ごみを4円/kgを2円/kgに改定
平成3年4月	富津市資源ごみ回収活動推進助成金制度を開始
平成7年3月	一般廃棄物処理基本計画の策定
平成7年10月	生ごみ処理容器購入費助成金交付制度を開始
平成10年4月	びん、缶、ペットボトルの収集開始
平成12年4月	富津市資源ごみ回収活動推進助成金制度を取扱業者にも助成開始
平成12年7月	直接搬入ごみの手数料を家庭系7円/kg、事業系12円/kg、条例産廃21円/kgに改定
平成12年10月	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙製容器）、繊維類の無料収集を開始
平成13年4月	有害ごみ（廃蛍光管）の収集開始
平成13年9月	富津市家庭用生ごみ処理機購入費助成金交付制度を開始
平成14年4月	株式会社かずさクリーンシステムへの可燃ごみの処理委託を開始
	焼却残渣のリサイクルを開始
	粗大ごみ戸別収集の開始
平成15年4月	紙類・繊維類の収集回数を月1回から2回に変更（紙パックは月4回）
平成16年4月	容器包装プラスチックの分別収集を開始し指定袋を追加（45ℓ、15円）
平成18年4月	ごみステッカー廃止（可燃ごみ、不燃ごみ）
平成19年4月	可燃ごみと容器包装プラスチックの収集回数を変更 可燃ごみ週2回へ、容器包装プラスチック週1回へ

### 2. 計画処理区域

計画処理区域は、本市全域です。

### 3. 処理・処分対象ごみ

本市では一般廃棄物を処理・処分対象ごみとしています。処理・処分対象ごみの分別区分と種類を表2-1-2に示します。ただし、富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例により、産業廃棄物の処理ができることになっています。

表2-1-2 処理・処分対象ごみの分別区分と種類

分別区分		ごみの種類
資源ごみ	新聞	新聞
	雑誌	週刊誌、単行本、マンガ本、カタログ、コピー紙等
	段ボール	段ボール
	紙パック	牛乳、ジュース等紙製容器（コーティングされていないもの）
	その他紙製容器	包装紙、菓子箱、ティッシュの箱等
	繊維類	衣類、シーツ、タオル等
	びん	びん
	缶	缶
	ペットボトル	ペットボトル
	容器包装プラスチック	トレイ、ポリ袋、チューブ類、ボトル類、カップ類、発泡スチロール等
可燃ごみ		生ごみ・紙くず、皮革・ゴム類、草木類、おむつ等
不燃ごみ		小型家電品、ガラス類、金属類、陶磁器類等
粗大ごみ		家具類、家電製品等
有害ごみ	乾電池	マンガン乾電池、アルカリ乾電池、リチウム乾電池
	蛍光管	蛍光管、蛍光灯

表2-1-3 本市が処理することができる産業廃棄物

分別区分	ごみの種類
産業廃棄物	紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず

## 4. 収集・運搬

### 1) 家庭系ごみ

#### (1) 収集・運搬方法

家庭系ごみの収集・運搬方法を表2-1-4に示します。

表2-1-4 家庭系ごみの収集・運搬方法

分別区分	排出容器等	収集頻度	収集車両	収集方式	収集主体	
資源ごみ	新聞	販売店で配られた袋又はひもで十文字にしばる。	月2回	ダンプ車及び平ボディー車	ステーション	委託
	雑誌	ひもで十文字にしばる。	月2回			
	段ボール	扱いやすい大きさにまとめひもでしばる。	月2回			
	紙パック	輪ゴムやひもでしばる。	月4回			
	その他紙製容器	紙袋に入れる又はひもで十文字にしばる。	月2回			
	繊維類	ひもで十文字にしばる又は透明なビニール袋に入れる。	月2回	ダンプ車		
	びん	資源ごみ専用袋	週2回			
	缶					
	ペットボトル					
容器包装プラスチック	容器包装プラスチック専用袋	週1回	パッカー車			
可燃ごみ	可燃ごみ専用袋	週2回	パッカー車			
不燃ごみ	不燃ごみ専用袋	週1回	パッカー車			
粗大ごみ	粗大ごみ処理券	依頼による	ダンプ車	リクエスト式戸別収集	直営	
有害ごみ	乾電池	乾電池回収袋又はビニール袋を用いる場合は乾電池と記載。	週1回	ダンプ車	ステーション	委託
	蛍光管	購入時の箱に入れるまたは不用な紙で包む。	週1回	ダンプ車		

#### (2) 収集・運搬車両

収集・運搬車両の概要を表2-1-5に示します。

直営、委託、許可の収集・運搬車両の合計は61台、総積載量は131tです。

表2-1-5 収集・運搬車両

(平成20年度)

項目	単位	直営	委託	許可	合計
台数	台	3	22	53	78
総積載量	t	6	48	131	185

## 2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、事業者自ら環境センターまたは(株)かずさクリーンシステムに搬入するか、市の許可した一般廃棄物収集事業者と契約して排出します。

## 3) その他のごみ

### (1) 家電品

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機等の家電リサイクル法の対象機器に関しては、同法に基づくりサイクル方法を遵守するよう指導を行っています。

### (2) パソコン

資源有効利用促進法の対象品目であるパソコンについては、同法に基づき、パソコンメーカー等によるリサイクルルートを活用するよう指導を行っています。

### (3) 適正処理困難物

タイヤ、バッテリー、消火器、ポンプ、農機具、バイク、ピアノ、ペンキ・廃油・農薬等に関しては販売店や専門の処理業者などに処理を依頼するよう指導を行っています。

## 5 . 中間処理

### 1 ) 中間処理の概要

ごみの中間処理の方法を表2-1-6に示します。

表2-1-6 中間処理の方法

ごみの区分		中間処理の方法	処理主体
資源	新聞	再生事業者へ搬出し、資源化しています。	委託
	雑誌		
	段ボール		
	紙パック		
	その他紙製容器		
	繊維類		
ごみ	びん	富津市環境センターへ搬入し、選別処理を行った後、再生事業者へ搬出し、資源化しています。	委託
	缶	富津市環境センターへ搬入し、選別・圧縮処理を行った後、再生事業者へ搬出し、資源化しています。	委託
	ペットボトル	富津市環境センターへ搬入し、選別・圧縮梱包処理を行った後、再生事業者へ搬出し、資源化しています。	委託
	容器包装プラスチック	民間の処理施設へ搬出し選別、圧縮・梱包、保管後、資源化しています。	委託
可燃ごみ		(株)かずさクリーンシステムへ搬出し、溶融処理を行っています。溶融処理後に発生するスラグはコンクリート骨材等に、メタルは重機のカウンターウェイト等に再生利用されます。	委託
不燃ごみ		富津市環境センターへ搬入し、選別・圧縮処理を行った後、金属類を再生事業者へ搬出して資源化し、残渣類を(株)かずさクリーンシステムへ搬出し溶融処理を行っています。	委託
粗大ごみ		富津市環境センターへ搬入し、選別・解体処理を行い、一部を君津市リサイクルプラザへ搬出し、破碎処理を委託しています。	委託
有害ごみ	乾電池	富津市環境センターへ搬入し、選別・保管後、専門の処理業者に委託して処理を行い、鉄や重金属等を回収して資源化しています。	委託
	蛍光管		

## 2) 中間処理施設の概要

### (1) 富津市環境センター

富津市環境センター（以下「環境センター」という。）の概要を表2-1-7に示します。環境センターでは、現在、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理を行っています。また、直接搬入可燃ごみを既存のピットへ受け入れ、保管後、(株)かずさクリーンシステムに搬出しており、中継施設としての機能も備えています。

表2-1-7 環境センターの概要

項目	内容
施設名称	富津市環境センター
所在地	富津市桜井字不動谷8-1
事業主体	富津市
処理能力	圧縮設備 6 t /日 (5h) ペットボトル圧縮減容機 1 t /日 (5h)
処理方式	選別処理、圧縮処理、可燃ごみの一時保管
稼働	昭和51年4月
備考	ごみ焼却施設は、平成13年度末で稼働停止。

### (2) 溶融処理施設

可燃ごみ及び残渣類の処理を委託している(株)かずさクリーンシステムの処理施設の概要を表2-1-8に示します。

表2-1-8 溶融処理施設の概要

項目	内容
施設名称	君津地域広域廃棄物処理施設
所在地	木更津市新港17番2
事業主体	(株)かずさクリーンシステム
処理能力	450t/日 (100t/24h × 2炉 + 125t/24h × 2炉)
処理方式	直接溶融・資源化システム
稼働	平成14年4月
余熱利用設備	蒸気タービン発電 (最大出力：8,000kW)

(3) その他の施設

容器包装プラスチックの処理は、民間事業者へ委託しています。

また、粗大ごみの一部は、君津市に処理を委託しています。

## 6. 最終処分

### 1) 最終処分の概要

ごみの最終処分の方法を表2-1-9に示します。

表2-1-9 最終処分の方法

ごみの区分	最終処分の方法	処理主体
焼却残渣	溶融処理後に発生する飛灰は、埋立処分しています。	市

### 2) 最終処分場の概要

最終処分場の概要を表2-1-10に示します。

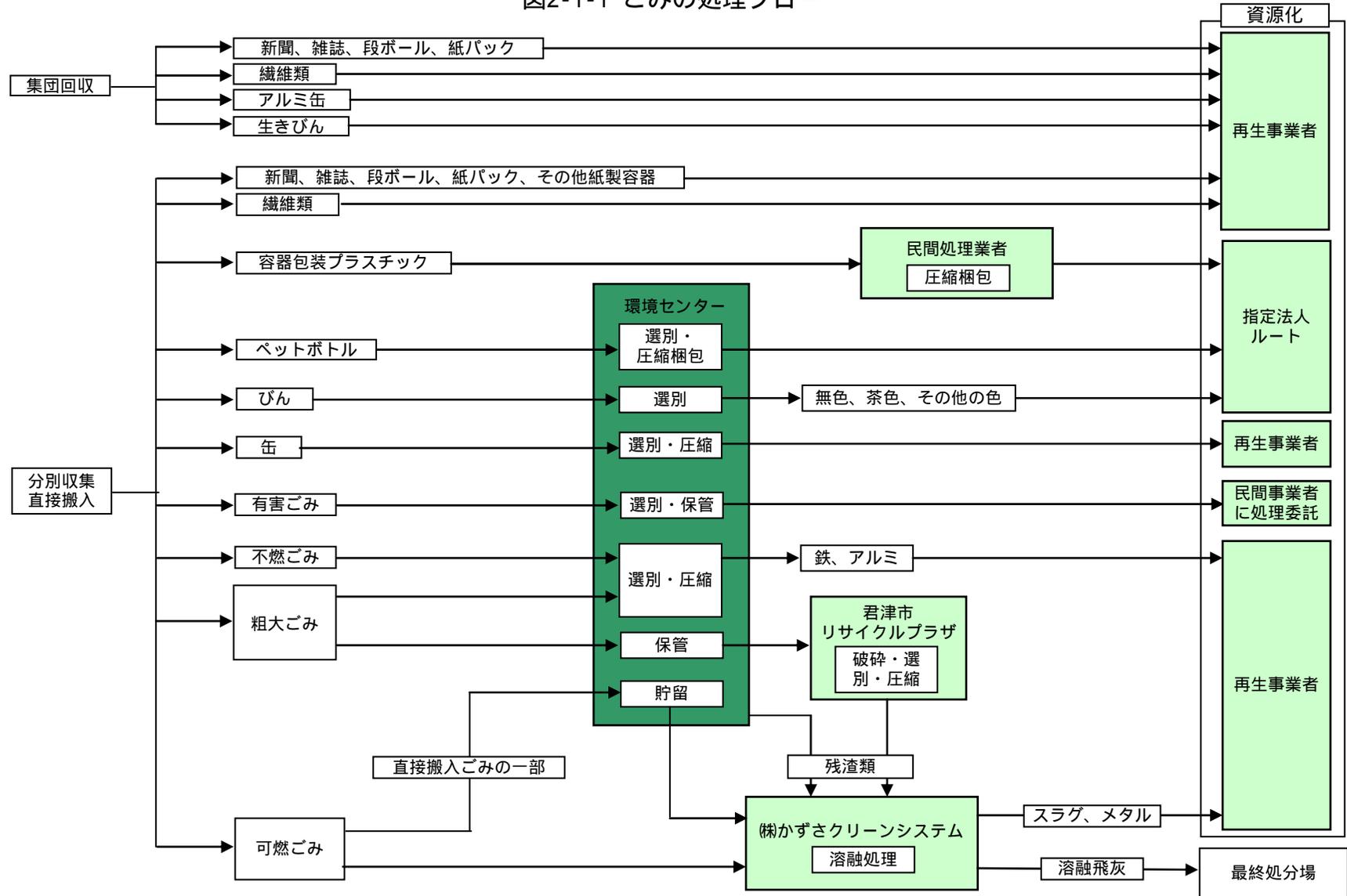
表2-1-10 最終処分場の概要

項目	内容
施設名称	富津市一般廃棄物最終処分場
所在地	富津市新富12-1
事業主体	富津市
埋立容量	60,000m <sup>3</sup> 埋立完了予定：平成24年度
処分場型式	管理型
埋立対象物	焼却灰、不燃残渣

## 7. 処理・処分フロー

処理・処分フローを図2-1-1に示します。

図2-1-1 ごみの処理フロー



## 8. 発生抑制・資源化

### 1) 生ごみ堆肥化

家庭から廃棄される生ごみの減量化、資源化の推進を図ることを目的として、家庭用の生ごみ処理機及び処理容器を購入した市民に対して費用の一部を助成しています。平成10年度から平成20年度までの累積件数は、コンポスト容器が592件、生ごみ処理機が412件となっています。

表2-1-11に購入費助成金交付制度の概要を、表2-1-12に生ごみ処理機等の助成の実績を示します。

表2-1-11 生ごみ処理機等購入費助成金交付制度の概要

制度 項目	富津市家庭用生ごみ処理機 購入費助成金交付制度	富津市生ごみ処理容器 購入費助成金交付制度
対象者	市内に住所を有する者	
要件	処理機により堆肥化された生ごみを自ら利用できる。	
助成金の額	購入価格の1/2の額 1基について20,000円が限度	購入価格の1/2の額 1基について3,000円が限度
助成基数	1世帯1基	1世帯2基以内
備考	ただし購入後5年を経過して、破損などにより使用に耐えないと市長が認める時は再助成する。	

表2-1-12 生ごみ処理機等の助成の実績

項目 年度	コンポスト容器		生ごみ処理機		助成金 (円)
	各年 (件)	累積 (件)	各年 (件)	累積 (件)	
H10	102	102	0	0	275,600
11	57	159	0	0	183,500
12	115	274	0	0	328,900
13	51	325	98	98	2,099,400
14	44	369	66	164	1,414,900
15	60	429	26	190	675,900
16	32	461	85	275	1,772,200
17	40	501	42	317	944,100
18	24	525	40	357	833,800
19	33	558	34	391	747,800
20	34	592	21	412	531,100

助成金は、EM容器等への助成金を含む

## 2) 集団回収

ごみの減量化、資源化の推進を図ることを目的として、資源ごみの回収を実施した団体及び資源ごみの引き取りを行う組合等に対して助成金を交付しています。

助成を行っている団体数は増加を続け、回収量は平成16年度をピークにそれ以降増加せず912 t ~ 957 t の間で推移しています。

表2-1-13に富津市資源ごみ回収活動推進助成金交付制度の概要を、表2-1-14に集団回収の助成の実績を示します。

表2-1-13 富津市資源ごみ回収活動推進助成金交付制度の概要

項目	内容
対象者	市内にあるPTA、婦人会、子供会、老人クラブ、その他の団体 再生利用の引き取りを業とする者が設立した組合
回収対象資源ごみ	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、繊維類、アルミ缶、生きびん
助成金の額	団体：1kgにつき3円 組合：1kgにつき1円～1円50銭

表2-1-14 集団回収の助成の実績

項目 年度	新聞紙 (kg)	雑誌 (kg)	段ボール (kg)	紙パック (kg)	繊維類 (kg)	アルミ缶 (kg)	びん類 (kg)	合計 (kg)	延べ 助成団体 (団体)	助成金 (円)
H12	502,450	164,220	61,615	2,133	21,680	8,878	87,672	848,648	41	2,979,261
13	507,140	174,618	63,590	1,961	22,455	8,649	80,195	858,608	37	3,005,120
14	502,630	180,350	64,350	2,230	21,120	9,553	66,905	847,138	43	2,964,978
15	510,656	182,100	72,590	3,692	19,930	9,817	61,125	859,910	53	3,009,685
16	568,500	193,176	98,220	4,950	21,300	11,712	59,141	956,999	65	3,349,488
17	535,470	202,650	94,480	2,980	19,370	11,830	51,287	918,067	64	2,754,200
18	540,870	204,180	112,670	4,430	19,300	10,354	44,969	936,773	68	2,810,319
19	541,850	197,390	125,730	7,290	21,460	12,012	39,991	945,723	74	2,837,169
20	517,205	207,425	122,125	5,370	20,385	10,615	29,299	912,424	84	2,737,272

### 3) 有料化の導入

本市ではごみの減量化・資源化の促進と排出者の経費負担の適正化を考慮し、有料化を導入しています。有料化の概要を表2-1-15に示します。

表2-1-15 ごみ有料化の概要

区 分	内 容
家庭系ごみ	可燃ごみ、資源ごみ(びん、缶、ペットボトル)、 不燃ごみ：15円/指定袋1枚、1枚30ℓ 容器包装プラスチック：15円/指定袋1枚、1枚45ℓ
粗大ごみの戸別収集	800円/1点(1回に5点まで)
環境センターにごみを直接搬入する場合	家庭系ごみ：7円/kg 事業系ごみ：12円/kg
条例に定める産業廃棄物	21円/kg

### 4) その他の排出抑制・資源化の状況

本市ではごみの減量化・資源化を推進するために、表2-1-16に示す取り組みも行っています。

表2-1-16 ごみの排出抑制・資源化の取り組み

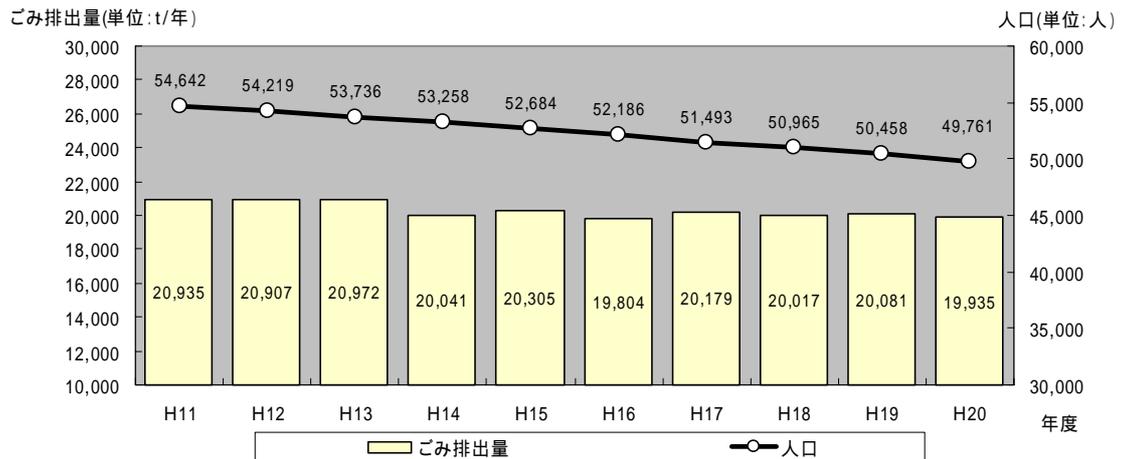
項 目	内 容
PRの強化	広報での掲載 ポスターの設置 チラシの配布
市民参加型啓発事業の展開	キャンペーンの展開 イベントの開催 説明会の実施
事業者の啓発事業	家庭系ごみと混入して排出しないよう指導 多量排出事業者への発生抑制・資源化を指導
事業者のごみ排出対策	事業系ごみは、事業者自ら環境センターにごみを搬入(有料)するか、許可業者に収集を依頼(有料)
地域に根ざした啓発事業	廃棄物減量等推進審議会による取り組みの検討

## 9. 実績値の推移

### 1) ごみ排出量

ごみ排出量は、19,804 t ~ 20,972 t の間で推移しています。図2-1-2に、ごみ排出量及び人口の推移を示します。

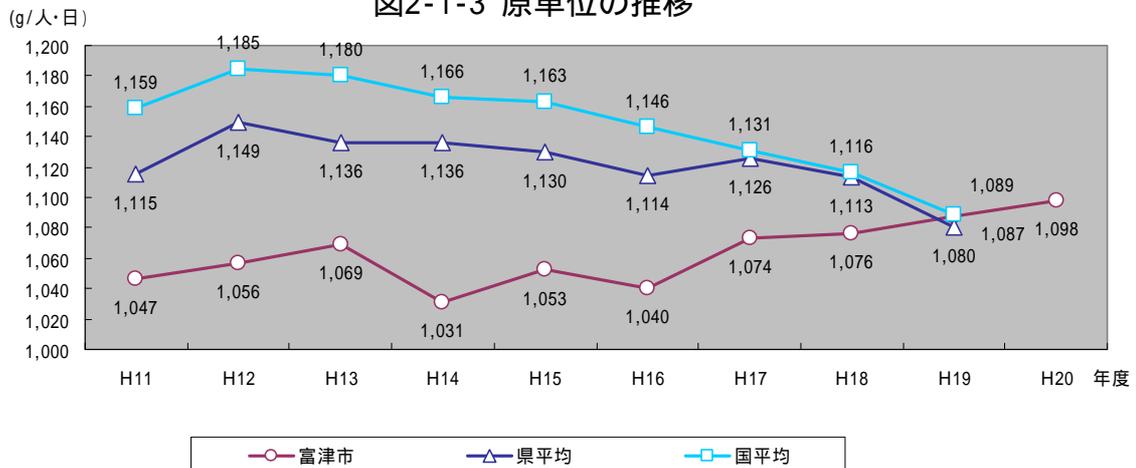
図2-1-2 ごみ排出量の推移



### 2) 1人1日平均排出量

1人1日平均排出量(以下、「原単位」という。)は、平成14年度に大きく減少しましたが、平成17年度以降増加傾向を示し、平成20年度には、1,098g/人・日となっています。図2-1-3に、原単位の推移を示します。平成19年度の実績に置いて、本市の原単位は、国平均及び県平均値を上回っています。

図2-1-3 原単位の推移

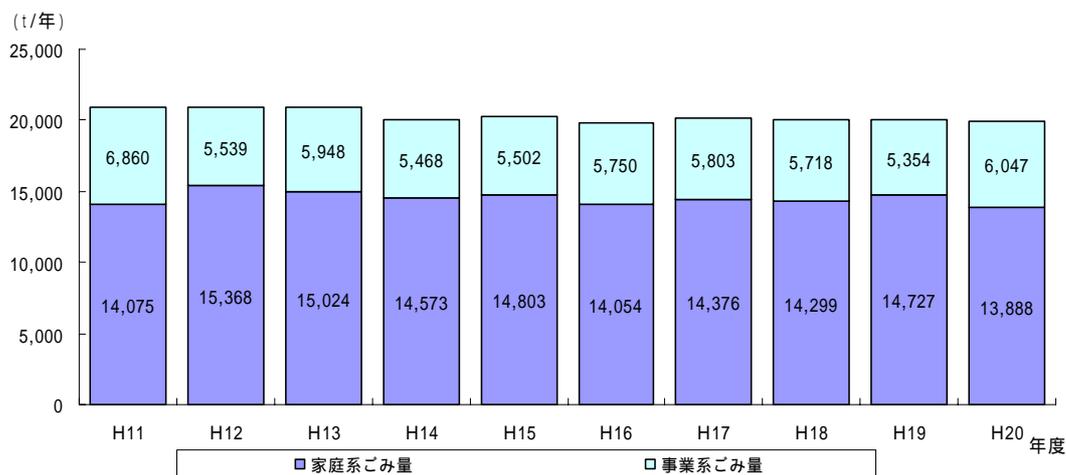


### 3) 家庭系ごみ及び事業系ごみ

家庭系ごみは、13,888 t ~ 15,368 t の間で推移しています。事業系ごみは、5,354 t ~ 6,860 t の間で推移しています。

図2-1-4に、家庭系ごみ及び事業系ごみの推移を示します。

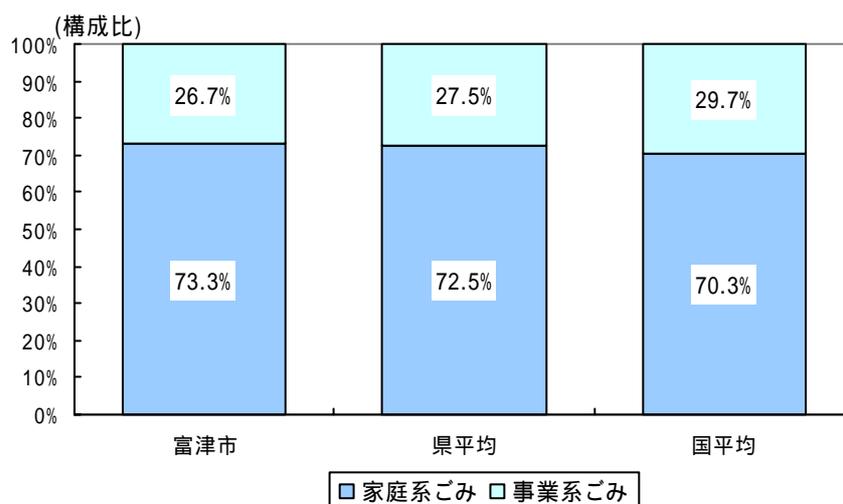
図2-1-4 家庭系ごみ及び事業系ごみの推移



平成19年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比を図2-1-5に示します。

家庭系ごみと事業系ごみの構成比は県平均に類似した値となっています。

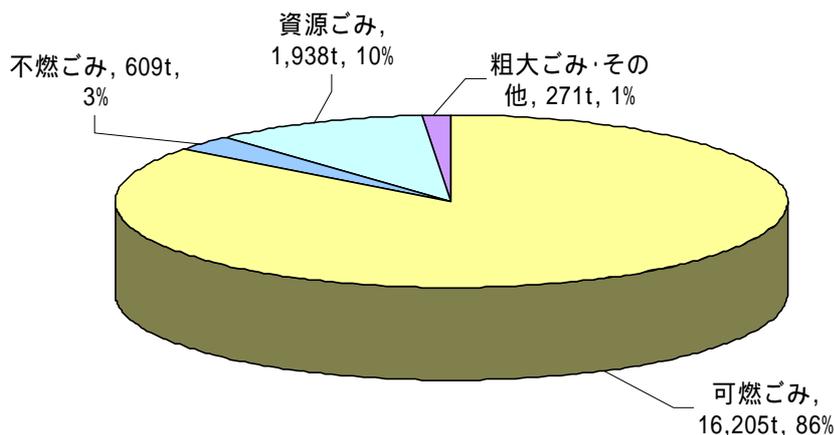
図2-1-5 家庭系ごみと事業系ごみの構成比 (平成19年度)



#### 4) 種類別ごみ排出量の内訳

平成20年度の種類別ごみ排出量（集団回収量除く）は、可燃ごみが最も多く16,205t（86%）、次いで資源ごみが1,938t（10%）、不燃ごみ609t（3%）、粗大ごみ・その他271t（1%）となっています。

図2-1-6 種類別ごみ排出量（平成20年度）



#### 5) 資源化量

資源化量は、平成13年度から平成14年度に大きく増加し平成18年度の5,384tでピークとなり、それ以降減少しています。

リサイクル率は、平成15年度以降25%～27%で推移しています。図2-1-7に、資源化量及びリサイクル率の推移を示します。表2-1-17に資源化量の内訳を示します。

図2-1-7 資源化量及びリサイクル率の推移

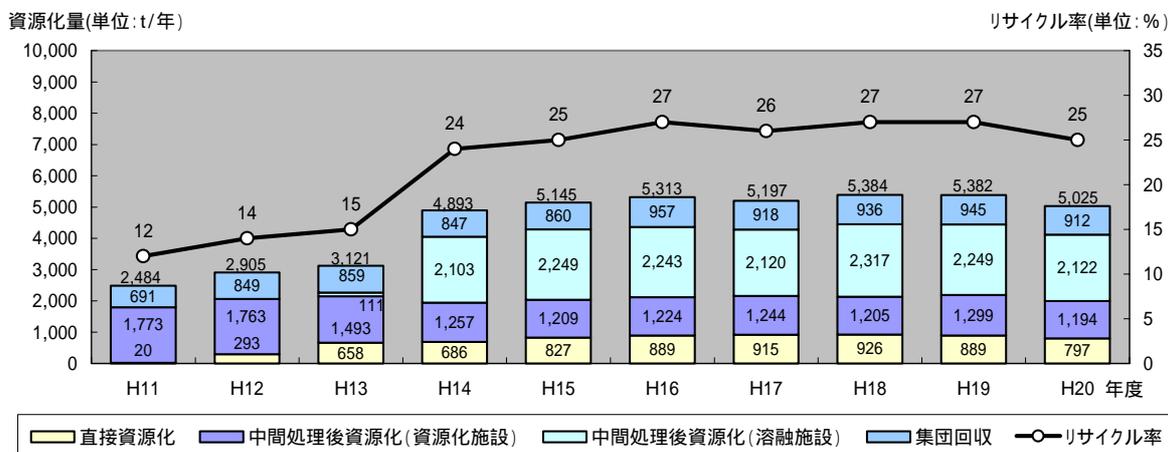


表2-1-17 資源化量の内訳

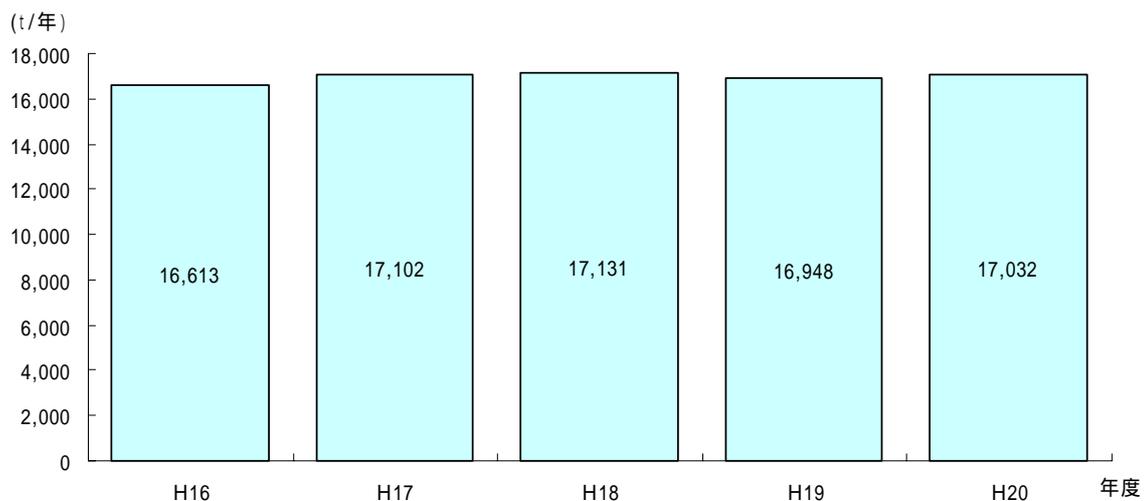
(単位：t)

区分	年度	H16	17	18	19	20
資源化量合計		5,313	5,197	5,384	5,382	5,025
直接資源化量		889	915	926	889	797
紙類		842	863	879	840	754
紙パック		4	6	5	8	6
紙製容器包装		18	18	19	15	12
布類		25	28	23	26	25
中間処理後再生利用量		3,467	3,364	3,522	3,548	3,316
資源化施設		1,224	1,244	1,205	1,299	1,194
紙類		20	20	31	43	50
金属類		580	546	457	490	456
ガラス類		322	328	335	331	305
ペットボトル		63	105	134	151	135
プラスチック製容器包装		210	208	217	232	206
その他		29	37	31	52	42
溶融施設		2,243	2,120	2,317	2,249	2,122
金属類		269	291	259	233	228
溶融スラグ		1,974	1,829	2,058	2,016	1,894
集団回収		957	918	936	945	912
紙類		865	836	862	872	852
金属類		12	12	10	12	11
ガラス類		59	51	45	40	29
布類		21	19	19	21	20

6) 溶融処理量

平成16年度～平成20年度の溶融処理量は、約17,000t前後で推移しています。図2-1-8に、溶融処理量の推移を示します。

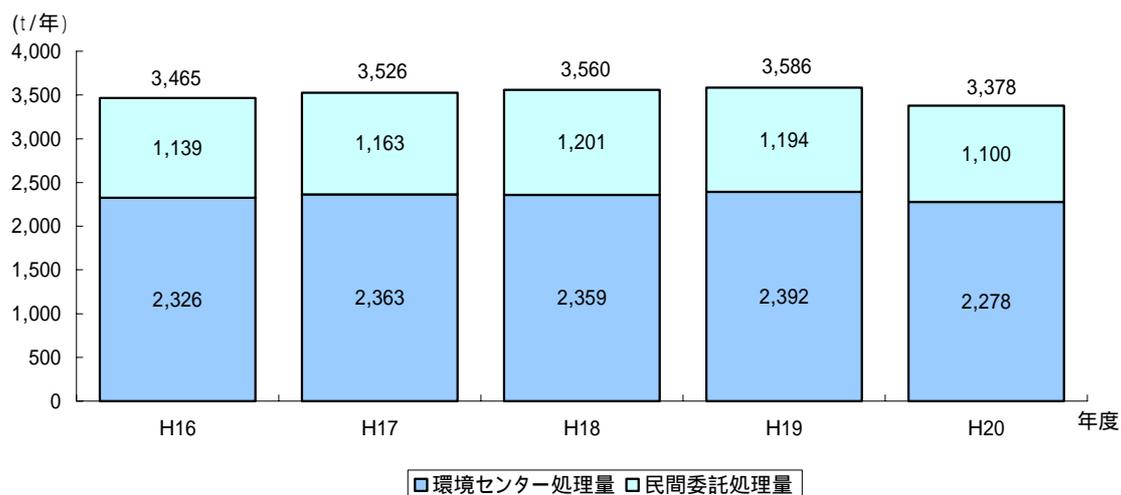
図2-1-8 溶融処理量の推移



## 7) 環境センター等での処理量

環境センター等での不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの処理量は、3,378 t ~ 3,586 t の間で推移しています。図2-1-9に、平成16年度～平成20年度までの環境センター等での処理量の推移を示します。

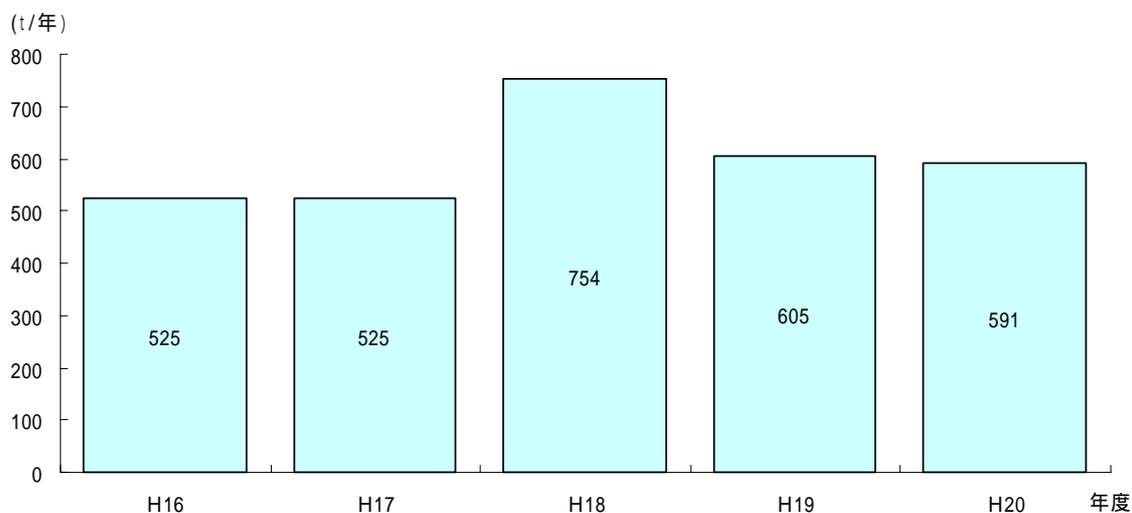
図2-1-9 環境センター等での処理量の推移



## 8) 最終処分量

平成16年度～平成20年度の最終処分量は、525t～754tの間で推移しています。図2-1-10に、最終処分量の推移を示します。

図2-1-10 最終処分量の推移



## 9) ごみ質分析結果

排出量が最も多い家庭系可燃ごみを対象に平成21年8月に実施したごみ質調査結果を図2-1-11～図2-1-13に示します。

紙類が35%、厨芥類が28%、プラスチック類が14%を占め、3種類の合計が77%となっています。現在分別収集を行っている新聞紙、雑誌、段ボール、繊維類、ペットボトル、容器包装プラスチック等が家庭系可燃ごみに含まれている割合は合計で22%を占めています。

また、三成分値は、水分51%、灰分6%、可燃分43%となっています。

ごみの低位発熱量は、7,230kJ/kg、単位体積重量は139kg/m<sup>3</sup>となっています。

図2-1-11 家庭系可燃ごみの種類組成

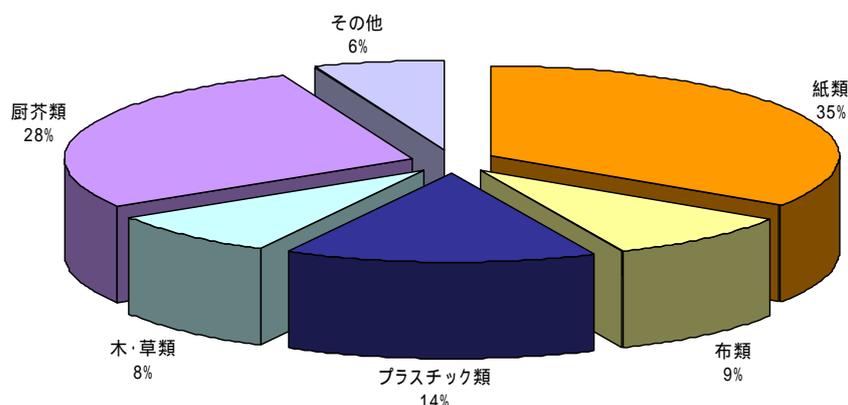


図2-1-12 家庭系可燃ごみ中の資源ごみの割合

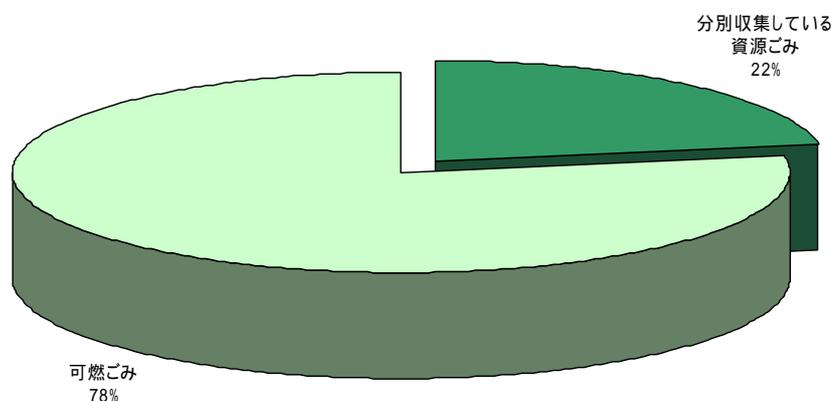
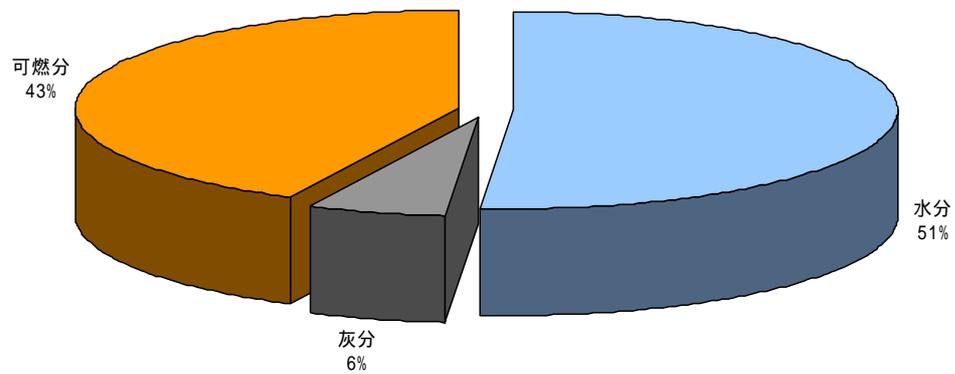


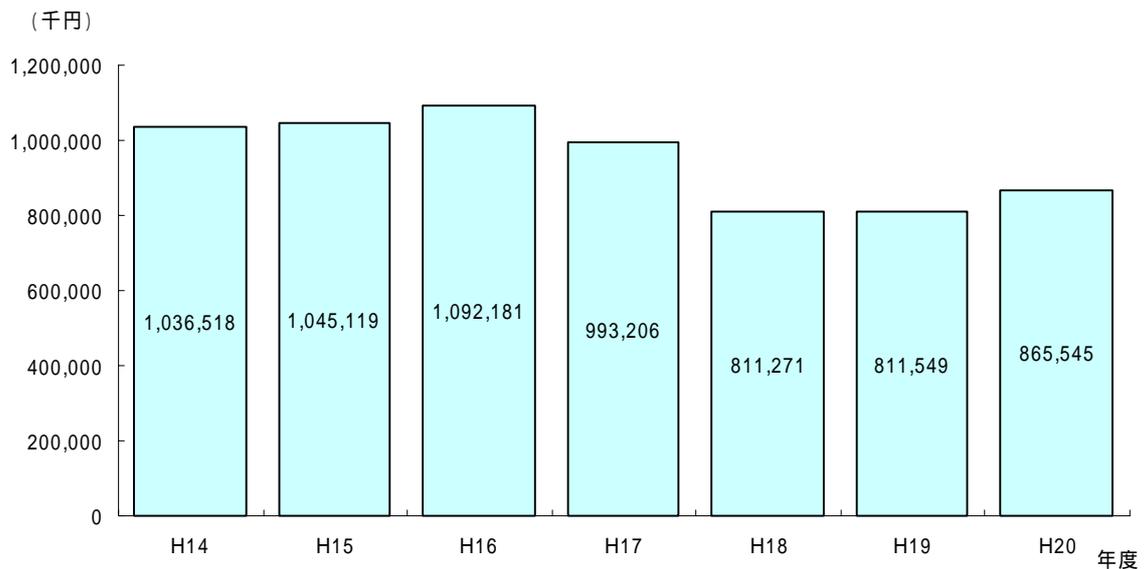
図2-1-13 三成分の割合



10) ごみ処理経費の状況

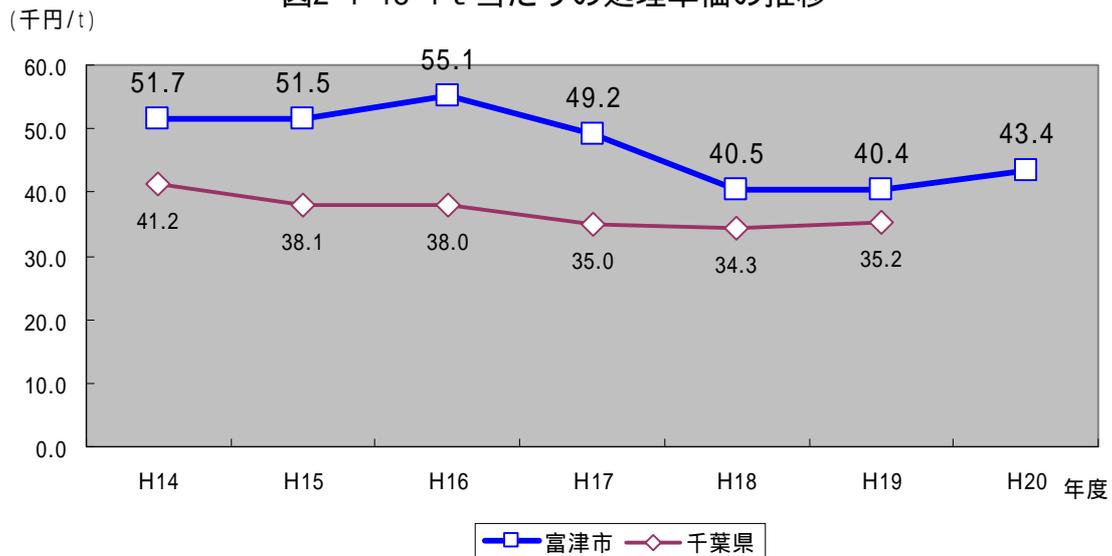
ごみ処理経費は、平成16年度まで増加し、それ以降減少し、平成20年度に865,545千円となっています。図2-1-14に、ごみ処理経費の推移を示します。

図2-1-14 ごみ処理経費の推移



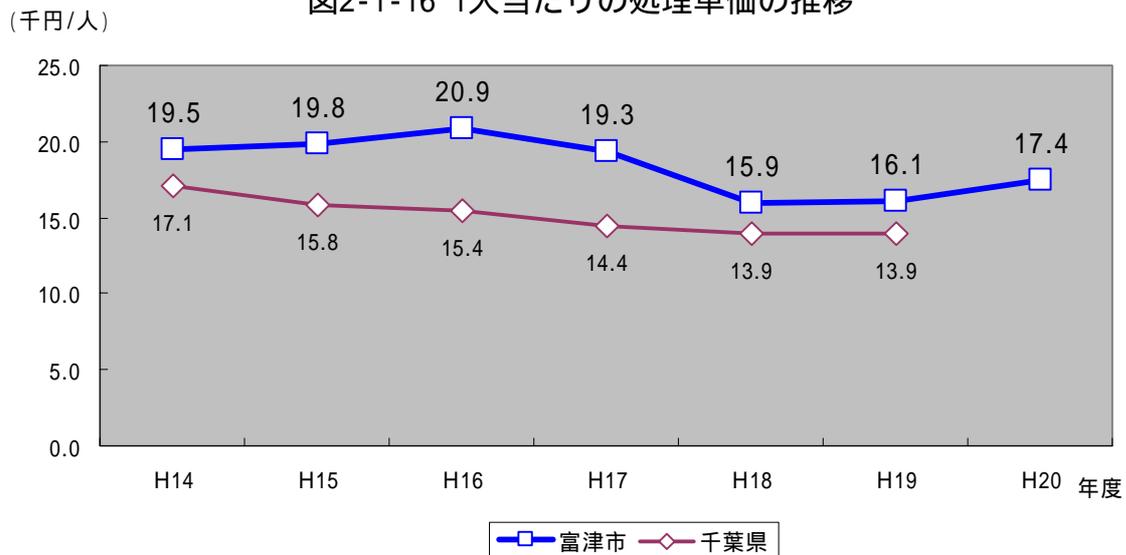
ごみ1t当たりの処理単価は、平成16年度まで増加し、それ以降減少しています。平成20年度の処理単価は前年度に比較して増加し43.4千円/tとなっています。市民1人当たりの処理単価も同様の傾向を示し、平成20年度に17.4千円/人となっています。図2-1-15に1t当たりの処理単価の推移を、図2-1-16に1人当たりの処理単価の推移を示します。

図2-1-15 1t当たりの処理単価の推移



民間事業者への処理委託費には、施設の建設費が含まれており、県平均値と単純に比較できない。

図2-1-16 1人当たりの処理単価の推移



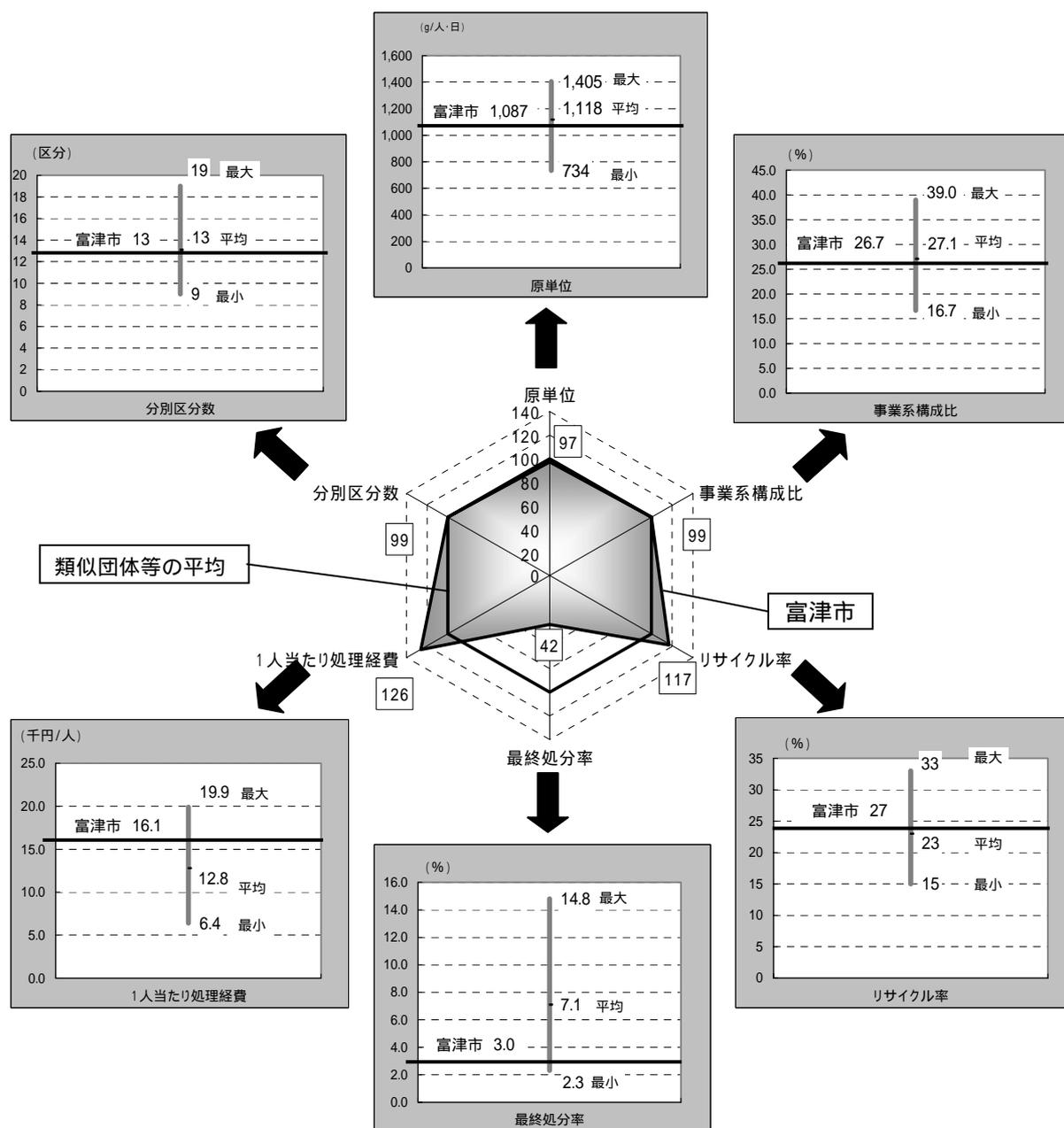
民間事業者への処理委託費には、施設の建設費が含まれており、県平均値と単純に比較できない。

# 10. 類似団体等との比較検討

## 1) 類似団体等との比較

ごみ処理状況についての類似団体 及び近隣団体 との比較分析表を図2-2-17 に示します。

図2-2-17 類似団体等との比較分析表（平成19年度）



類似団体とは、財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもので、本市と類似する団体は県内では本市のほかに12市が該当します。近隣団体とは、本市と隣接あるいは共同処理を行っている団体（3市町）を示します。

表2-1-18 類似団体等の比較表（その1）

区分	団体名	人口 (人)	原単位 (g/人・日)	ごみ排出量			家庭系・事業系構成比		再資源化量、最終処分量				
				家庭系ごみ (t/年)	事業系ごみ (t/年)	合 計 a (t/年)	家庭系ごみ (%)	事業系ごみ (%)	再資源化量 b (t/年)	最終処分量 c (t/年)	比 率		
											リサイクル率 b/a × 100 (%)	最終処分率 c/a × 100 (%)	
近隣 団体	富津市	50,458	1,087	14,727	5,354	20,081	73.3	26.7	5,382	605	27	3.0	
	木更津市	125,260	1,294	36,172	23,172	59,344	61.0	39.0	16,784	1,605	28	2.7	
	君津市	90,710	1,050	22,250	12,611	34,861	63.8	36.2	11,454	941	33	2.7	
	袖ヶ浦市	60,384	1,121	18,470	6,298	24,768	74.6	25.4	4,957	738	20	3.0	
	鴨川市	36,721	1,300	10,999	6,476	17,475	62.9	37.1	3,543	760	20	4.3	
	鋸南町	9,726	1,052	3,120	626	3,746	83.3	16.7	840	380	22	10.1	
県内の 類似 団体	銚子市	73,547	1,405	24,462	13,371	37,833	64.7	35.3	6,719	3,953	18	10.4	
	館山市	50,816	1,357	17,285	7,956	25,241	68.5	31.5	7,041	592	28	2.3	
	茂原市	94,293	1,182	29,582	11,207	40,789	72.5	27.5	8,810	4,305	22	10.6	
	東金市	60,538	1,047	17,477	5,714	23,191	75.4	24.6	3,884	853	17	3.7	
	八街市	75,847	1,008	22,790	5,193	27,983	81.4	18.6	4,510	3,952	16	14.1	
	印西市	61,022	1,104	18,430	6,230	24,660	74.7	25.3	6,506	2,413	26	9.8	
	白井市	56,807	1,012	15,204	5,836	21,040	72.3	27.7	4,616	2,449	22	11.6	
	富里市	50,075	1,007	14,241	4,216	18,457	77.2	22.8	5,870	473	32	2.6	
	香取市	87,350	1,125	29,402	6,566	35,968	81.7	18.3	5,325	5,313	15	14.8	
	山武市	59,353	734	12,515	3,420	15,935	78.5	21.5	2,817	1,258	18	7.9	
平均	-	1,118	19,195	7,765	26,961	72.9	27.1	-	-	23	7.1		
千葉県	6,078,756	1,080	1,742,336	659,647	2,401,983	72.5	27.5	598,996	174,020	25	7.4		

平成18年度現在の類似団体で、千葉県に限る  
ごみ量などのデータは、平成19年度 清掃事業の現況と実績（千葉県）

表2-1-18 類似団体等の比較表（その2）

区分	団体名	事業経費								その他			
		合計 (千円)	建設改良費 (千円)	処理及び 維持管理費 (千円)	その他 (千円)	1人当たりの処理経費				分別区分数 (区分)	家庭系ごみ 有料化 可燃・不燃	ごみ発電	広域処理
						事業経費 (千円/人)	建設改良費 (千円/人)	処理及び 維持管理費 (千円/人)	その他 (千円/人)				
近隣 団体	富津市	811,549	0	805,627	5,922	16.1	0.0	16.0	0.1	13	単純従量制	有り(委託)	(PFI)
	木更津市	2,492,781	0	2,476,584	16,197	19.9	0.0	19.8	0.1	12	単純従量制	有り(委託)	(PFI)
	君津市	1,544,110	0	1,542,985	1,125	17.0	0.0	17.0	0.0	19	超過量従量制	有り(委託)	(PFI)
	袖ヶ浦市	1,051,333	40,069	1,011,264	0	17.4	0.7	16.7	0.0	15	単純従量制	有り(委託)	(PFI)
	鴨川市	555,477	27,382	522,909	5,186	15.1	0.7	14.3	0.1	15	単純従量制 (可燃のみ)	-	(組合)
	鋸南町	84,588	0	84,588	0	8.7	0.0	8.7	0.0	13	単純従量制 (可燃のみ)	-	(組合)
県内 の類 似団 体	銚子市	936,380	0	936,380	0	12.7	0.0	12.7	0.0	11	単純従量制	-	-
	館山市	830,593	104,600	725,993	0	16.3	2.1	14.2	0.0	9	単純従量制 (可燃のみ)	-	(組合)
	茂原市	606,366	5,687	600,679	0	6.4	0.1	6.3	0.0	15	単純従量制 (可燃のみ)	有り(組合)	(組合)
	東金市	522,005	0	522,005	0	8.6	0.0	8.6	0.0	12	-	-	(組合)
	八街市	844,519	0	832,996	11,523	11.1	0.0	10.9	0.2	11	-	-	-
	印西市	619,582	36,924	582,658	0	10.2	0.6	9.6	0.0	15	-	有り(組合)	(組合)
	白井市	537,192	26,654	510,538	0	9.5	0.5	9.0	0.0	16	-	有り(組合)	(組合)
	富里市	712,700	52,665	648,922	11,113	14.2	1.1	12.9	0.2	9	-	-	-
	香取市	846,512	89,892	748,940	7,680	9.7	1.0	8.6	0.1	12	無料又は定額制又は 単純従量制	-	(組合)
	山武市	739,820	0	739,820	0	12.5	0.0	12.5	0.0	13	単純従量制	-	(組合)
平均	-	-	-	-	12.8	0.4	12.4	0.1	13	-	-	-	
千葉県	91,729,965	6,770,101	80,692,908	4,266,956	15.1	1.1	13.3	0.7	-	-	-	-	

合併市の分別区分数は、地域によって相違が有る場合、最大区分数を記載（香取市4～12区分、山武市8～13区分）

## 2) 比較による主な相違点

### (1) 原単位

原単位は、類似団体等の平均値1,118g/人・日を下回っていますが、県が目標としている1,000g/人・日及び他都市の最小値734g/人・日を上回っていること等を踏まえ、発生抑制の取り組みを強化していく必要があります。

### (2) 事業系ごみの比率

本市のごみ排出量に占める事業系ごみの割合は26.7%で、平均値27.2%よりもやや低い値となっています。事業系ごみは事業者の責任において処理・資源化されるべきものであることから、事業系ごみ対策の強化が今後の課題です。

### (3) リサイクル率

リサイクル率は、平均値23%よりも高い値27%となっています。

君津市が最大値33%で、本市との差が6ポイントあり、リサイクル率の向上を目指して現状の見直しや新たな取組が必要です。

### (4) 最終処分率

最終処分率は、平均値7.1%よりも低い値3.0%となっており、今後は、ゼロエミッションを目指して、溶融飛灰の資源化等を検討します。

### (5) 1人当たり処理経費

1人当たり処理経費は、平均値を上回っています。本市では、可燃ごみ及び残渣類の処理を民間事業者に委託していますが、委託費には処理施設の建設費も含まれているため、処理経費が他市に比較して高い値となっています。

### (6) 分別区分数

分別区分数は、平均値と同じ13区分となっています。リサイクル率の高い君津市では分別の区分数が19区分となっており、こうした事例を踏まえるとともに、経済性、合理性を考慮して分別区分数の検討を行う必要があります。

## 11. 課題の整理

### 1) 発生抑制の課題

年間のごみ排出量はほぼ横ばいで推移していますが、人口が減少しているため原単位は増加する傾向にあります。平成14年度の原単位1,031g/人・日（平成11年度から平成20年度までの10年間の最低値）に対して平成20年度の原単位1,098g/人・日は約6%高い値となっています。平成19年度の本市の原単位1,087g/人・日は、国平均値1,089g/人・日をわずかに下回っていますが、県平均値1,080g/人・日を上回っています。

生ごみ堆肥化機器の普及、PR・啓発事業の拡大、ごみ処理手数料の見直し、事業系ごみ対策の強化等、発生抑制を推進するための対策を講じていくことが課題となっています。

### 2) 資源化の課題

平成19年度の本市のリサイクル率27%は、国平均値20%、県平均値25%を上回っているものの平成15年度以降は、25%～27%の間で横ばいの状況です。

資源ごみ（びん、缶、ペットボトル）及び容器包装プラスチックは指定袋の料金が可燃ごみ及び不燃ごみと同様であること、新聞、雑誌等の紙資源の回収が月2回となっていること等の要因が考えられます。

資源化を推進している自治体では、排出段階で可能な限り分別区分数あるいは収集回収を多くするなどの工夫をしており、こうした取り組みの採用の可能性についても検討する必要があります。

### 3) 収集・運搬の課題

ごみ排出量（集団回収量を除く）の約85%を可燃ごみが占めており、平成21年8月に行った可燃ごみのごみ質調査結果から現在分別収集している資源が約22%含まれていることがわかりました。

リサイクル率の向上を図るために、排出段階における資源ごみの分別徹底を推進する必要があります。

#### 4) 中間処理の課題

可燃ごみ及び残渣類については、民間事業者に溶融処理を委託しており、安全かつ安定した処理を継続するために、ごみ排出量、ごみ質の管理を徹底する必要があります。

また、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等に関しても、既存施設の老朽化等による能力低下、処理の経済性・効率性を考慮し、資源化処理施設の整備、民間事業者の採用及び処理の広域化について検討が必要です。

#### 5) 最終処分の課題

市の最終処分場は、残余容量がわずかとなっており、新たな最終処分場の確保が課題となります。

処分の経済性・効率性、信頼性、安定性を考慮して民間事業者の採用及び処理の広域化について検討が必要です。

また、埋立処分を行っている溶融飛灰の資源化を検討し、処分量の削減による既存施設の延命化を図る必要があります。

## 2 - 2 ごみ処理基本計画

### 1. 基本理念

資源の枯渇、地球温暖化の危機が明確になってくるにつれ、こうした危機を解決するための社会システムづくり、すなわち循環型社会の形成が必要となってきました。循環型社会とは、資源の採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や再生資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした社会のことです。

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理の優先順位を発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（サーマルリカバリー）、適正処理と定めており、この規定に基づいて今後ごみ処理を推進していくこととなります。

本市は、平成7年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画を指針として、法制度や社会環境の変化、市民のニーズを捉え、循環型社会の実現へ向けた取り組みを推進し、ごみの発生抑制、資源化率の向上を図ってきました。しかし、近年は、ごみ排出量（原単位）が増加傾向に転じ、リサイクル率も横ばいの状況でこれまでの取り組みの見直しと新たな取り組みの実施が必要となっています。

資源及び温暖化の問題は、将来にわたって取り組んでいかなければならないテーマです。地域社会における取り組みの積み重ねが不可欠であり、市民、事業者、行政がそれぞれの自覚と責任を持って、個々に、また協働してこれまで以上にごみの発生を抑制し、資源化を推進することが重要です。

#### 基 本 理 念

本市の将来の都市像である「躍動とにぎわい 安らぎとふれあいの交差するまち ふつつ」を目指し、市民、事業者、行政それぞれが自覚と責任を持って、個々に、また協働して4Rを実践し「自然と調和した快適な生活環境のまちづくり」を推進することとします。

4R：Refuse（リフューズ：断る）、Reduce（リデュース：削減する）、Reuse（リユース：再利用する）、Recycle（リサイクル：資源化する）

## 2. 基本姿勢

### 1) 長期的、計画的な事業の推進

今後15年間の長期的な視点に立って、循環型社会の形成を推進するための取り組みを定め、計画的に事業を行います。

### 2) 市民、事業者、行政の協働による取組

ごみの発生抑制や資源化を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップに基づいて取り組める地域社会づくりを目指します。

### 3) 資源循環に配慮した取組

「ごみの処理」を取り組みの中心に据えるのではなく、ごみの発生そのものを抑制し、資源の循環、有効利用を推進するための取り組みを前提とした事業展開を目指します。

### 4) 循環型社会システムの活用

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、資源化を推進するための法制度の施行とそれに伴う循環型社会システムが整備されてきており、可能な限りそうした社会システムを活用し、地域における資源化の活性化を目指します。

### 5) 民間活力の導入

市民の多様なニーズへの対応、限られた財源の有効活用等、ごみ処理に関してもより効率的、経済的かつ柔軟な事業展開が求められることから、民間の創意工夫、ノウハウを活用し、処理体制の充実を目指します。

### 6) 広域処理の推進

震災及び風水害の発生時、本市単独では対応できない状況が想定されることから、近隣市町との連携を深め広域的な処理体制の構築を目指します。

### 3. 基本方針

#### 方針 1：ごみの発生を抑制する

市民は、ごみを出さないライフスタイルに転換し、事業者は、自らごみの適正処理、資源化に努め、ごみが発生しない事業活動を展開します。

行政は、市民、事業者がごみの発生抑制を推進するための意識啓発や社会システムづくりを推進します。

#### 方針 2：リユース、リサイクルを推進する

リユース及びリサイクルは、供給と需要のバランスが保たれなければ成立しないため、市民、事業者、行政が協働して取り組むことが重要です。

行政が整備する分別回収システム、事業者が自主的に整備する資源回収システム、行政及び事業者が協働で整備する循環型社会システム等、様々な社会システムを活用してリユース、リサイクルできる地域社会づくりを推進します。

#### 方針 3：適正処理を推進する

リユース及びリサイクルが困難なごみについても、熱回収を図り、残渣類については環境への負荷を低減し、適正に処分します。

#### 方針 4：協働、連携を基調とした循環型社会を構築する

循環型社会では、市民、事業者、行政がそれぞれに役割を担い、またその行動が有機的に結びついて成果を発揮します。さらに、行政間、事業者間、行政と事業者間等の広域的、多面的な関係を形成していくことが必要となります。

こうしたことから3者間の協働、連携を基調とした循環型社会づくりを推進していきます。

## 4. 市民・事業者・行政の役割

循環型社会を形成する上で、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、ごみの発生抑制や資源化に取り組むとともに、協働・連携して行動することが重要となります。

### 市民の役割

市民一人ひとりが、「自然と調和した快適な生活環境のまちづくり」の担い手であることを自覚し、発生抑制・資源化の中心的な役割を果たしていく必要があります。製品を消費し、不用になったものを廃棄するライフスタイルを見直し、再使用、資源化を優先する積極的な行動が循環型社会の形成を推進することになります。

市民は、製品を購入する際に、過剰な包装は断り、再使用や資源化に配慮した商品、耐久性が高い商品、リサイクル・リペア等のシステムが整備された商品の選択を心がけます。不用になったものについても廃棄する前に、再使用できないか、資源化できないか考えます。市民が行動を起こす気になれば、身近なところで様々な取り組みが行われています。学校や市民団体が行っているバザー、フリーマーケット、資源ごみの集団回収、事業者が行っている店頭回収、市が行っている資源ごみの分別収集、生ごみの堆肥化の支援事業等の活動に参加し、主体的に行動します。

#### 【市民が実践すべき行動の例】

- 集団回収への参加
- 生ごみのコンポスト化
- 食用油の資源化
- 過剰包装等の自粛
- 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制

## 事業者の役割

事業者は、事業活動において発生するごみを自ら適正に処理・処分し、資源の有効活用を進めることが原則です。

製品に対する生産者の物理的および経済的責任がライフサイクルの使用後の段階にまで拡大される拡大生産者責任の考え方を踏まえ、ごみの発生抑制や資源化が図りやすい製品づくりを推進する必要があります。

資源の採取、生産、流通、販売等の各段階で、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再使用や資源化を考慮した商品開発、環境にやさしい商品を取り揃え、不用になった商品や使い終わった後の容器などのリサイクルシステムの整備を進めることが重要です。

市民にサービスを提供する段階、あるいは商品を販売する段階では、過剰包装の抑制、店頭回収の実施、不用になったものの再使用や資源化の方法をPRし、市民の行動を支援する活動を実践します。

### 【事業者が実践すべき行動の例】

事業活動における発生抑制

過剰包装の抑制

流通包装廃棄物の抑制

使い捨て容器の使用抑制

製品の長寿命化

店頭回収等の実践

ごみ減量化・資源化協力店への参加

事業者間のネットワーク（資源循環のための）づくり

## 行政の役割

行政は、循環型社会の形成へ向けた基盤整備を推進しなければなりません。広報・啓発により発生抑制、資源化に係る気運を醸成するとともに、市民、事業者の行動の支援、資源回収システム及び資源化施設の整備と活用等を図ります。

人材の育成や活動の場づくりも不可欠です。廃棄物減量等推進員、市民団体、NPO等、地域活動の中心となるリーダーの育成と連携を図り、地域における取り組みを活性化していきます。公民館、集会所などを、イベント、学習会の開催等、地域活動の場として提供することにより、市民の積極的な参加を促進します。

事業者間、事業者と市民間における資源循環の連携を図るための環境整備を促進します。

市民、事業者が円滑に安定して発生抑制や資源化に取り組めるよう情報提供や相談体制を充実します。

地域における閉鎖的な行動では、資源の需要と供給のバランスが崩れ循環型社会の形成が停滞する可能性があります。国、県、近隣市町、事業者等との資源循環のネットワークづくりも重要です。

### 【行政が実践すべき行動】

市民の行動の喚起・支援

事業者への指導の徹底

教育、啓発活動の充実

手数料の見直し

多量排出事業者に対する減量化指導

容器包装の排出抑制

グリーン購入の推進

分別収集の推進

中間処理における資源化の推進

## 5. 計画目標数値

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

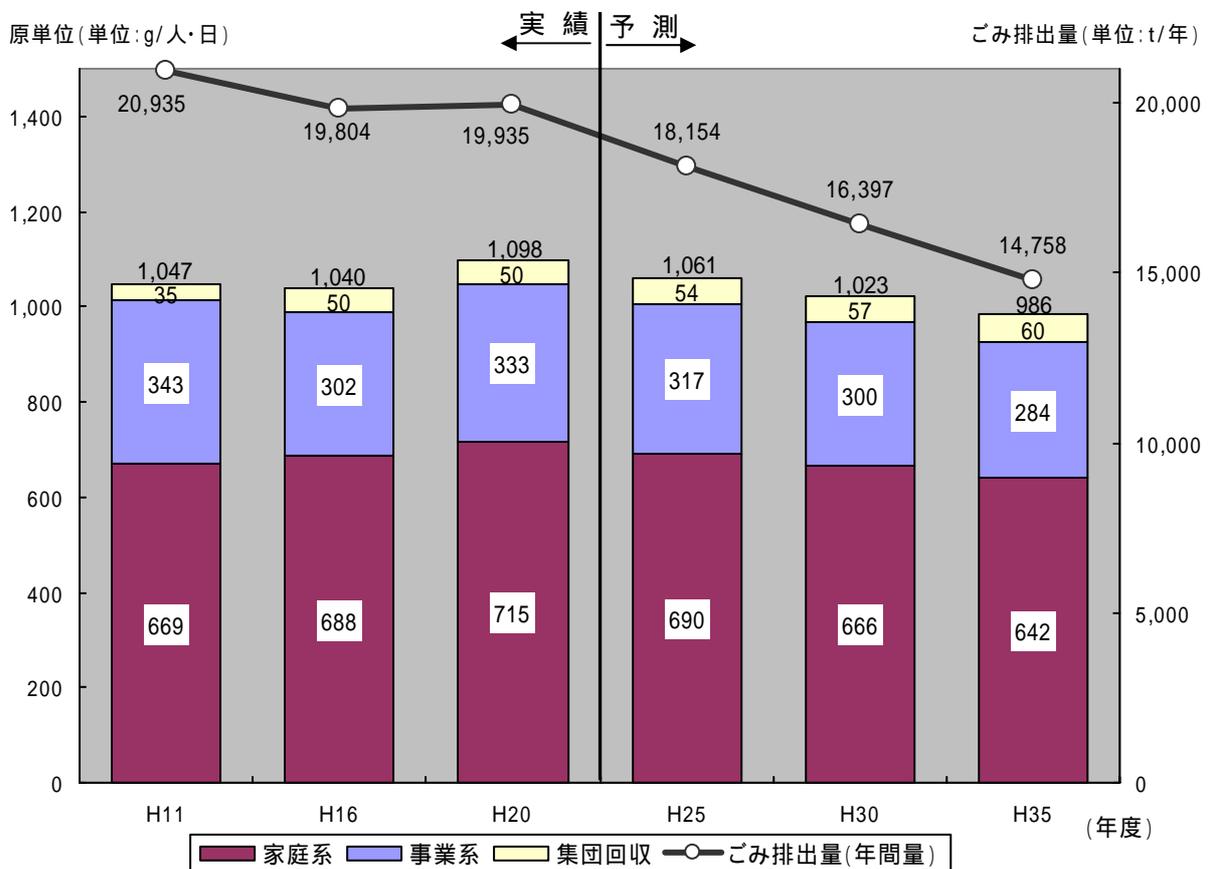
### 1) 減量化目標

#### 減 量 化 目 標

原単位を平成35年度までに1,000g/人・日以下とすることを目標します。

家庭系ごみの原単位を平成20年度の実績値に対して10%削減を目指します。  
 事業系ごみの原単位を平成20年度の実績値に対して15%削減を目指します。  
 集団回収量の原単位を平成20年度の実績値に対して20%増加を目指します。

図2-2-1 減量化目標（原単位）



## 2) 資源化目標

### 資源化目標

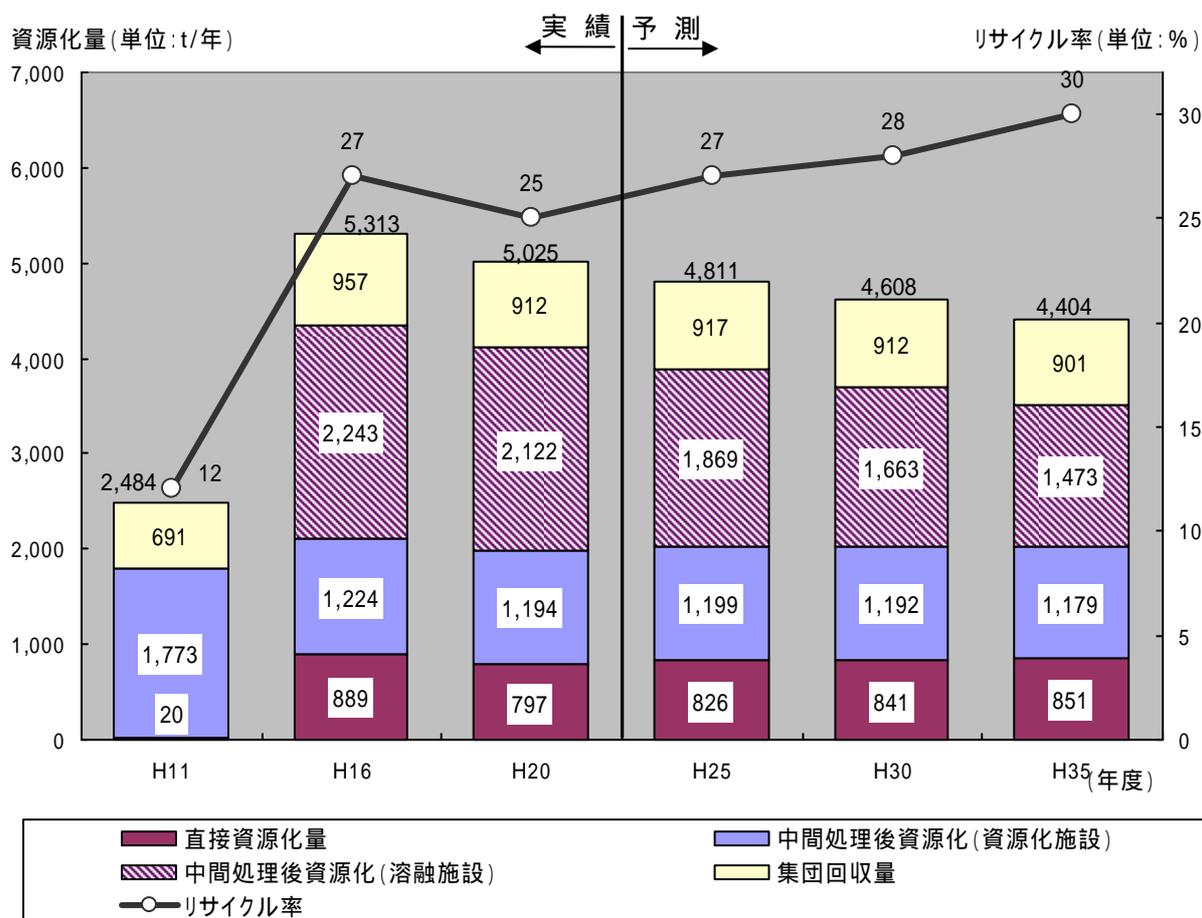
リサイクル率を平成35年度に30%にすることを目指します。

資源の分別を徹底します。

中間処理(溶融処理、破碎・選別処理等)による資源化を促進します。

市民団体等による資源の回収を促進します。

図2-2-2 資源化目標



## 6. ごみ排出量等の見込み

### 1) ごみ排出量の見込み

図2-2-3に、原単位の推移を示します。原単位の実績は増加しており、このまま推移すると平成20年度の実績に対して平成35年度の実績は約4%増加する見通しです。(実績トレンド) 本計画では、ごみの発生抑制の取り組みを強化し平成20年度の実績に対して平成35年度までに約10%削減するものとして設定します。

また、ごみ排出量は、原単位及び人口の減少に伴い約26%減少する見通しです。図2-2-4にごみ排出量の見込みを示します。

図2-2-3 原単位の見込み

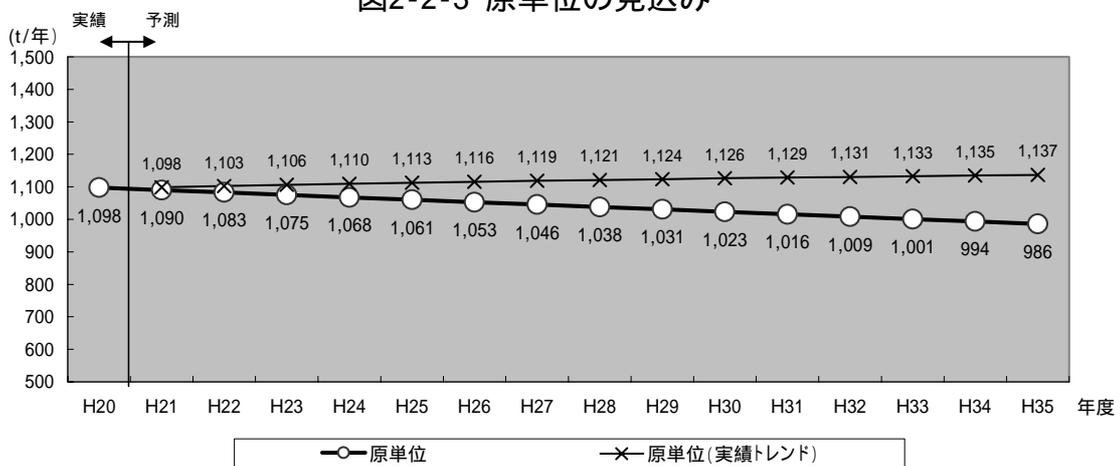
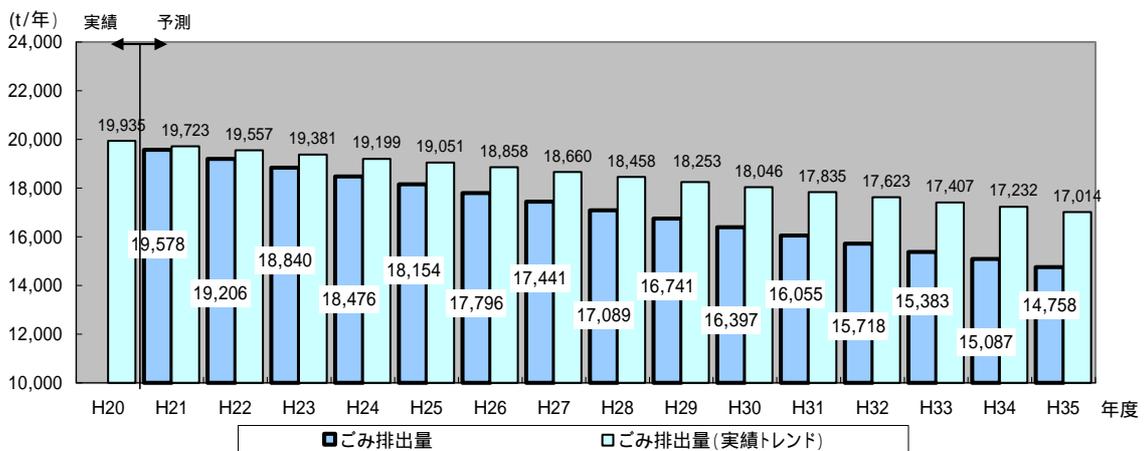


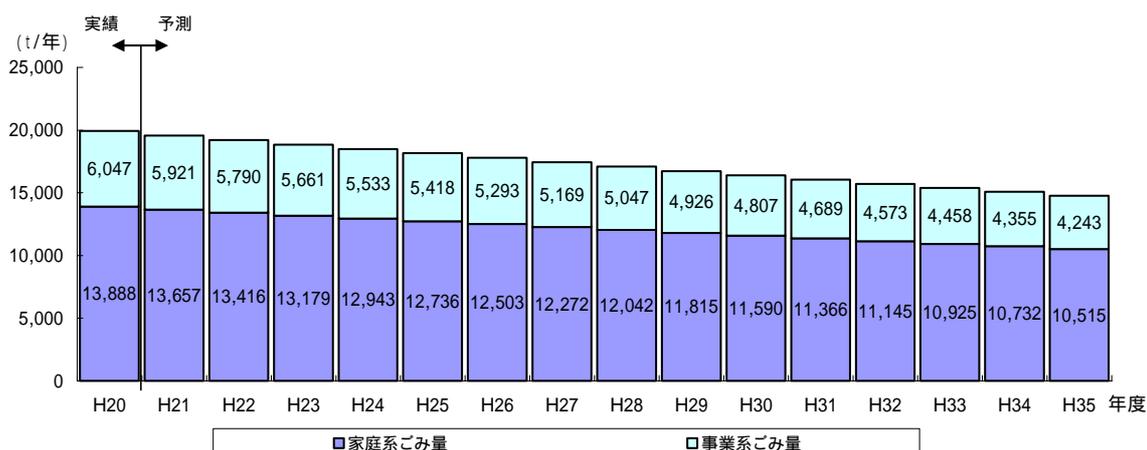
図2-2-4 ごみ排出量の見込み



## 2) 家庭系ごみ及び事業系ごみの見込み

家庭系ごみ及び事業系ごみの見込みを図2-2-5に示します。平成20年度の実績に対する平成35年度の目標値は、家庭系ごみが約26%減少、事業系ごみが約30%減少するものとして計画します。

図2-2-5 家庭系ごみ及び事業系ごみの見込み

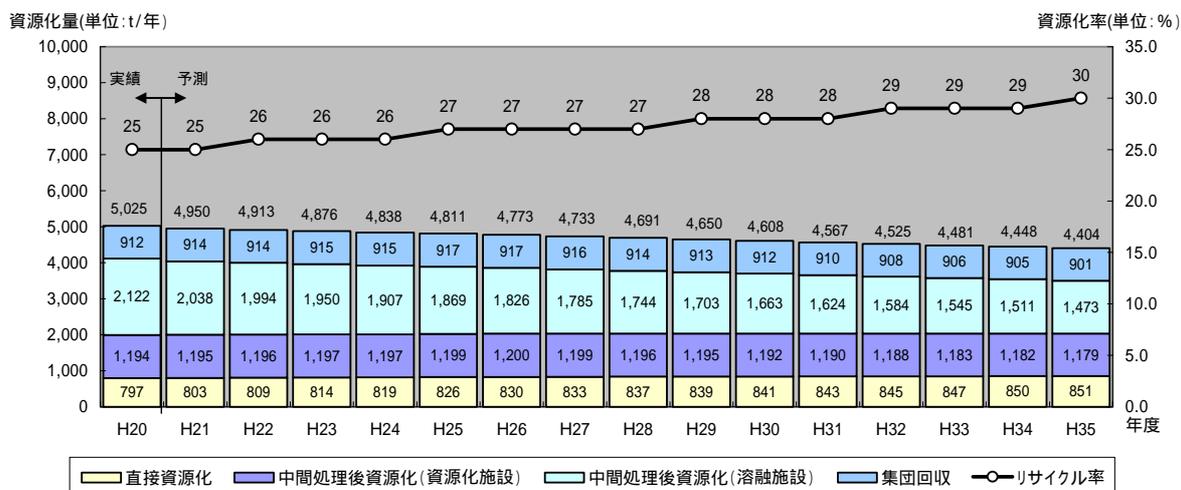


## 3) 資源化量の見込み

資源ごみの分別収集に対するPR、意識啓発による分別の徹底及び処理体制の充実を図り、資源化率を30%まで向上するものとして計画します。

図2-2-6に、資源化量の見込みを示します。

図2-2-6 資源化量の見込み



## 7. 発生抑制・資源化計画

### 1) 行政における方策

#### (1) 教育、啓発活動の充実

##### 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。

##### 学習機会の創造

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます。

##### 情報提供

市民・事業者には、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報、ホームページ、説明会等を介して提供します。

##### 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進します。

##### 事業者の発生抑制・資源化

市は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

## (2) 手数料の見直し

可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックについては、指定袋制により手数料を徴収していますが、ごみ処理経費の適正負担を図り、ごみの発生抑制・資源化の行動を促進するために手数料を見直します。

## (3) 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

本市では条例に基づき事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行います。

## (4) 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

## (5) グリーン購入の推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

## (6) 草木等のバイオマス のリサイクル

千葉県、市内の研究機関、リサイクル事業者等と連携し、刈草、剪定枝等のバイオマスの有効利用の方法について調査・研究します。

草木等の有効利用：発電利用、燃料化、炭化、バイオマス由来のプラスチック、堆肥、チップ化、ペレット化等

## (7) 食用油の資源化

食用油は、可燃ごみとして処理していますが、分別し軽油代替燃料等に再資源化することが可能であることから、民間事業者等と連携し資源化の方策について調査・研究を進めていきます。

## 2) 市民における方策

### (1) 集団回収の活用

市民は、市民団体及びリサイクル組合が協働で行っている紙類、繊維類、アルミ缶、生きびんの集団回収に参加し、資源化を推進します。

市は、実施の状況及び補助制度について周知を図り、その活用を促進します。

### (2) 生ごみのコンポスト化

市民は、生ごみ処理機等を活用し、生ごみの堆肥化を行い畑や家庭菜園等での利用を推進します。

市は、生ごみ削減の方法や工夫について広報やホームページへ掲載し、市民への周知を図ります。生ごみ処理機の購入費助成制度を継続し、生ごみ処理機の普及と生ごみの堆肥化などによる可燃ごみの減量化を推進します。

また、料理の際に発生する残飯などの発生を抑制するため、食材を無駄なく使うエコクッキングの方法について講習会などを開催し啓発に努めます。

### (3) 過剰包装等の自粛

可燃ごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種の包装用品のごみが含まれています。市民は、マイバックの使用や過剰包装を断ることにより、こうしたごみの発生を抑制します。

#### (4) 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、市民は、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用に努めます。

市は、市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発します。

### 3) 事業者における方策

#### (1) 発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。

#### (2) 過剰包装の抑制

事業者は、過剰包装を抑制し、再使用、再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

#### (3) 流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、発泡プラスチック緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

#### (4) 使い捨て容器の使用抑制

事業者は、使い捨て商品の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

#### (5) 製品の長寿命化

事業者は、商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

#### (6) 店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所の空きスペースを市民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

#### (7) ごみ減量化・資源化協力店制度の導入

市は、ごみ発生抑制、資源化等環境に配慮した活動に取り組んでいる店舗、事業所をごみ減量化・資源化協力店制度に認定し、循環型社会の形成を推進します。

事業者は、本制度を活用し、自らの活動のPRと市民への啓発を推進します。

#### (8) 事業者間の協力

事業者は、ゼロエミッションを目指して事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

#### (9) 優良事業者の表彰

市は、環境に配慮した活動及び市民との協働事業等に取り組む優良事業者を表彰するなど成果を評価できる体制を整備します。

事業者は、本制度を活用し、自らの活動のPRと他の事業者への導入を促進します。

## 8. 処理主体計画

本計画を推進するための処理（実施）主体を表2-2-1に示します。

表2-2-1 処理（実施）主体計画

項目	市民	事業者	行政
発生抑制推進			
ソフト事業推進			
分別排出			
収集・運搬	-	-	直営、委託、許可
中間処理	-	-	直営、委託、許可
最終処分	-	-	委託

凡例：実施主体

## 9. 収集・運搬計画

### 1) 収集・運搬の基本方針

市民に対して、「ごみの出しの方・分け方」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

### 2) 収集区域及び収集人口

#### (1) 収集区域

本市全域を収集区域とします。

#### (2) 収集人口

本市の将来人口を収集人口とします。平成35年度における収集人口は、約41,000人を見込んでいます。

### 3) 収集・運搬の方法

#### (1) 分別区分

現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して新たな分別品目の検討を行います。

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙製容器、繊維類、資源ごみ(びん、缶、ペットボトル)、容器包装プラスチック、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、乾電池、蛍光灯

#### (2) 収集形態

ステーション方式による収集を行います。

粗大ごみについては、リクエスト制による戸別収集方式を継続します。

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(びん、缶、ペットボトル)、容器包装プラスチックについては、指定袋制を継続します。

手数料の改定と併せて、可燃ごみ指定袋の規格(袋容量)の追加を行います。

#### (3) 収集回数

ごみの種類毎の収集回数を以下の通りとします。ただし、本計画に基づく取り組みの効果(ごみ減量化、資源化の程度)及び市民の要望を踏まえ収集回収の検討を行います。

週2回...可燃ごみ、資源ごみ(びん、缶、ペットボトル)

週1回...容器包装プラスチック、不燃ごみ、乾電池、蛍光灯

月4回...紙パック

月2回...新聞、雑誌、段ボール、その他紙製容器、繊維類

#### (4) 収集体制

直営、委託、許可による収集・運搬体制を継続します。

高齢化を踏まえごみ出しの困難な世帯を対象とした収集体制のあり方について、調査・研究します。

#### 4) 収集・運搬量の見込み

収集・運搬量の見込みを表2-2-2に示します。

収集・運搬量は、平成20年度に17,546tですが、平成35年度には12,883tとなり、約27%減少する見込みです。

表2-2-2 収集・運搬量の見込み

(単位：t)

項目	年度		実績					予測		
	H16	20	22	25	27	30	35			
収集・運搬量	17,562	17,546	16,888	15,939	15,296	14,356	12,884			
可燃ごみ	14,783	14,974	14,341	13,426	12,813	11,925	10,536			
不燃ごみ	710	571	535	483	449	399	325			
資源ごみ	2,011	1,932	1,945	1,966	1,973	1,975	1,971			
その他	20	25	25	24	23	21	19			
粗大ごみ	38	44	42	40	38	36	33			

資源ごみは、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙製容器、繊維類、びん、缶、ペットボトル、容器包装プラスチックの全体量を示します。

その他は、乾電池、蛍光管の全体量を示します。

#### 5) 収集・運搬車両

人口の減少、ごみの発生抑制等により収集・運搬量は平成20年度の実績に対して約27%減少することが予測されることから、ごみの排出量の推移を考慮し収集・運搬車両台数等の見直しを行います。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用等を推進します。

#### 6) 委託・許可の扱い

##### (1) 委託

家庭系ごみについては、効率性、経済性を考慮し、委託による収集・運搬を継続します。

##### (2) 許可

事業系ごみ及び市の定期収集以外に個人がごみを排出する際等については、排出者責任に基づき許可業者による収集を継続します。

## 10. 中間処理計画

### 1) 中間処理の基本方針

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては溶融処理し熱回収（サーマルリカバリー）を行い資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

### 2) 中間処理の方法

#### (1) 資源ごみ

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙製容器、繊維類に関しては、再生事業者へ搬出し、資源化します。

ペットボトルについては、環境センターにおいて選別、圧縮・梱包、保管を行い指定法人ルートで資源化します。

缶類については、環境センターにおいて選別、圧縮、保管を行い再生事業者ルートで資源化します。

びん類については、環境センターにおいて無色びん、茶色びん、その他の色びんに選別、保管し指定法人ルートで資源化します。

容器包装プラスチックについては、民間事業者へ選別、圧縮・梱包、保管等を委託し、指定法人ルートで資源化します。

#### (2) 可燃ごみ

可燃ごみ及び不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみを処理した後に発生する残渣は、(株)かずさクリーンシステムに溶融処理を委託し、回収されるスラグはコンクリート骨材等に、メタルは重機のカウンターウェイト等に資源化し、溶融飛灰は埋立処分します。

#### (3) 不燃ごみ及び粗大ごみ

不燃ごみ及び粗大ごみは、環境センターにおいて選別処理等を行い、金属類を回収し再生事業者ルートで資源化します。

#### (4) 有害ごみ

乾電池、蛍光灯は専門の処理業者に処理を委託し、金属や重金属類を回収して資源化します。

### 3) 中間処理量の見込み

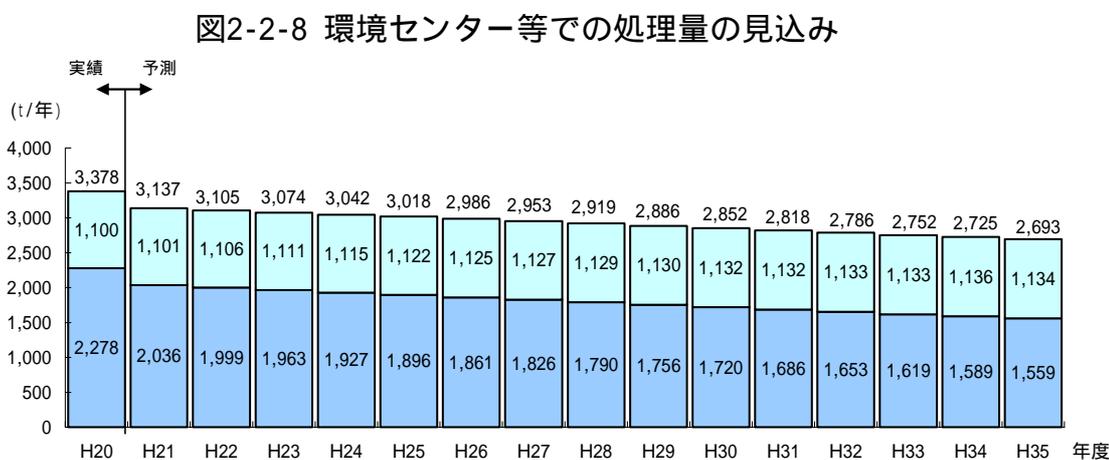
#### (1) 溶融処理量

溶融処理量は、平成20年度に17,032tですが、平成35年度には11,761tとなり、約31%減少する見込みです。図2-2-7に、溶融処理量の見込みを示します。



#### (2) 環境センター等での処理量

環境センター及び民間事業者に委託して処理する不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの処理量は、平成20年度に、3,378tでしたが、平成35年度には2,693tとなり、約20%減少する見込みです。図2-2-8に、環境センター処理量の見込みを示します。



#### 4) 中間処理施設整備計画の概要

##### (1) 溶融処理施設

株かずさクリーンシステムへの委託処理の契約期間は平成34年3月までとなっており、溶融処理施設に関する施設整備は今後の課題となります。契約期間終了後の対応は、本計画見直し次期（平成25年度以降）において本市と同様に委託を行っている木更津市、君津市、袖ヶ浦市とともに検討を行います。

##### (2) 環境センター

環境センターは、昭和51年4月から稼働を開始し30年以上経過しています。

資源化施設は、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの処理量は変動があるものの、処理能力の範囲内で推移していること、また、維持管理・補修、予防保全を適正に行っていることから、継続して処理が行える状況を保持しています。今後は、経年的な老朽化や損傷の状況、処理対象ごみの見直し等を踏まえ施設整備の検討を行います。

環境センターのごみ焼却施設は、可燃ごみ処理の民間委託を開始以来、稼働を停止しており、施設の解体撤去及び跡地の有効利用の方法について調査・研究します。

## 11. 最終処分計画

### 1) 最終処分の基本方針

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源ごみの分別の徹底、溶融処理・破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量の削減を図ります。

埋立処分に際しては、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持します。

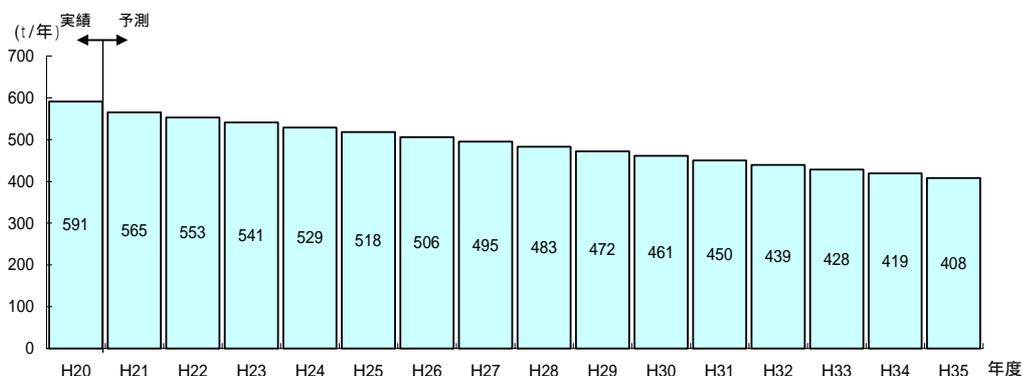
### 2) 最終処分の方法

溶融処理後に発生する溶融飛灰については、既存の処分場で処分し、処分場の供用完了後は、広域処理あるいは民間事業者への処分委託を検討します。

### 3) 最終処分量の見込み

最終処分量は、平成20年度に、591 tでしたが、平成35年度には408 tとなり、約31%減少する見込みです。図2-2-9に、最終処分量の見込みを示します。

図2-2-9 最終処分量の見込み



### 4) 最終処分場整備計画の概要

最終処分場に関しては、既存施設の延命対策を推進するとともに、埋立完了後は広域的な処理処分体制及び民間活用などを視野に入れ最終処分場の確保を図ります。

## 12. 災害廃棄物の処理・処分

### 1) 処理体制の維持

被災時に発生する一般廃棄物については、平常時と同様に市が収集・運搬、処理・処分を行います。被災状況に応じて、排出場所、収集回数、収集方法等を柔軟に見直し、迅速かつ衛生的な生活環境の確保を図ります。

収集・運搬車両、処理・処分施設の被災状況を考慮し、必要に応じて県及び近隣市町、民間事業者の協力を求め円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

### 2) 倒壊家屋等の処理

倒壊家屋等の処理は、原則として所有者が行います。ただし国の財政支援等を受けて行う事業に関しては、市が家屋などの処理を支援します。

流木、大量に発生する粗大ごみ、道路など堆積するガレキ等緊急性を要する場合においては、基幹交通網、避難場所等を確保する観点から市が処理を行います。

なお、災害廃棄物の処理に関しては、再使用、資源化を優先します。

### 3) 県・近隣市町等との協力

本市単独での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

### 4) 仮置場の確保

被災時においても円滑かつ安定した処理を行うために、公有地の利用及び民有地を借り上げる等して仮置場を設定し、災害廃棄物の一次保管あるいは一次処理等を行います。

## 13. その他の事項

### 1) 廃棄物減量化等推進審議会

富津市廃棄物減量化等推進審議会を活用し、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めます。

### 2) 廃棄物減量化等推進員

廃棄物減量化等推進員制度を設け、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取り組み、資源の分別排出の徹底などを推進します。

### 3) 美化活動の推進

地域環境美化活動及びごみゼロ運動等を実施し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

#### 4) 適正処理困難物への対応

タイヤ、バッテリー等本市で処理困難物として定めているごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

#### 5) 医療系廃棄物への対応

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等、適正な処理・回収ルートを活用するよう啓発していきます。

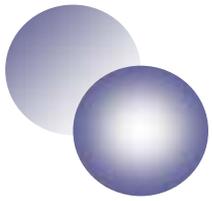
感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

#### 6) 不法投棄対策の強化

土地所有者及び管理者に、柵や看板の設置を促す等、不法投棄に対する注意を呼びかけます。

富津市不法投棄監視員及び市職員によるパトロール、監視体制の整備を推進します。また、郵便局、県、警察等との連携を強め、不法投棄をさせない環境づくりを強化します。





## 第 3 章 生活排水処理基本計画





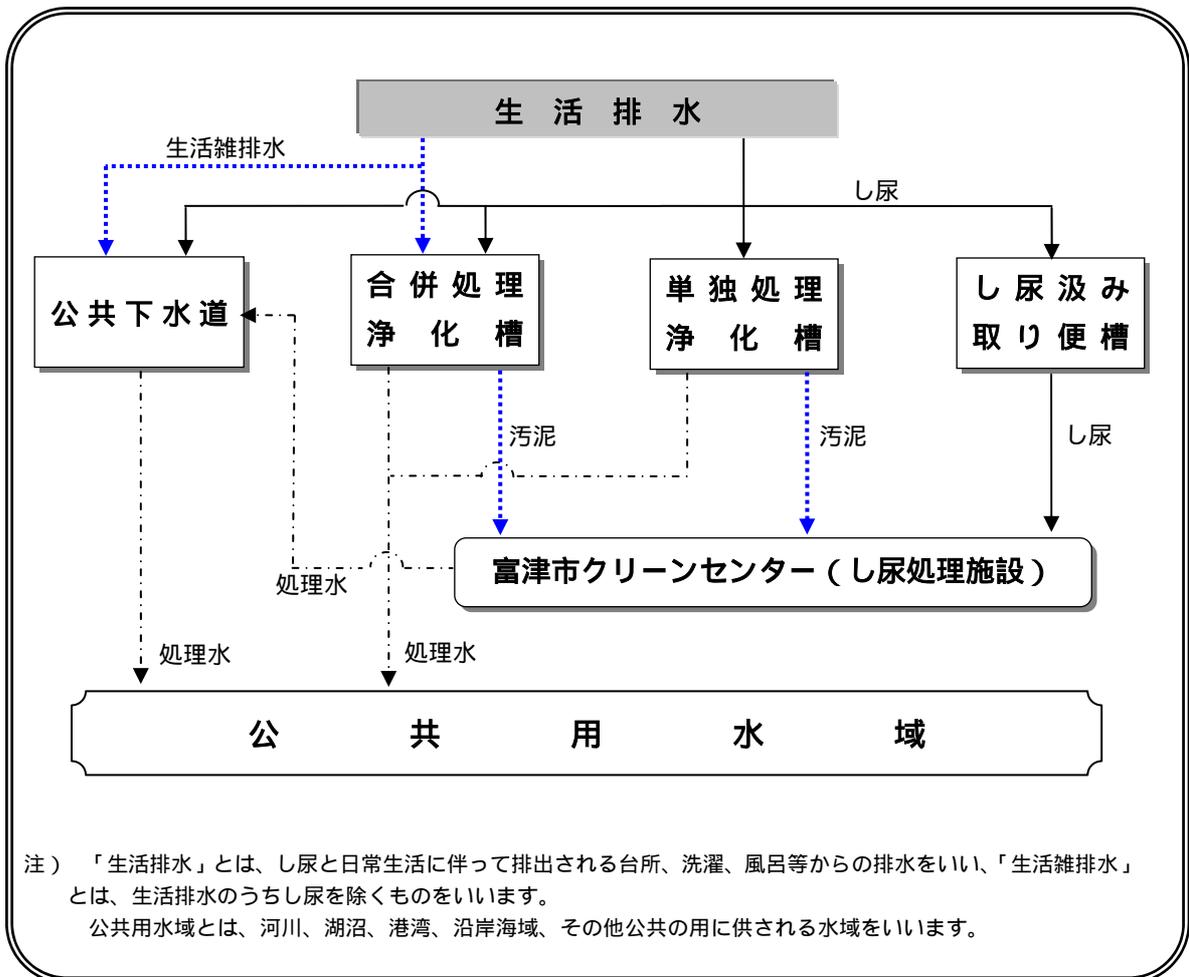
## 3 - 1 生活排水処理の概要

### 1. 生活排水処理体系

生活排水の処理体系を図3-1-1に示します。

生活雑排水は、公共下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設で処理を行っています。また、し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、富津市クリーンセンター（し尿処理施設）で処理を行っています。

図3-1-1 生活排水の処理体系



## 2. 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表3-1-1に示します。

表3-1-1 生活排水の処理主体

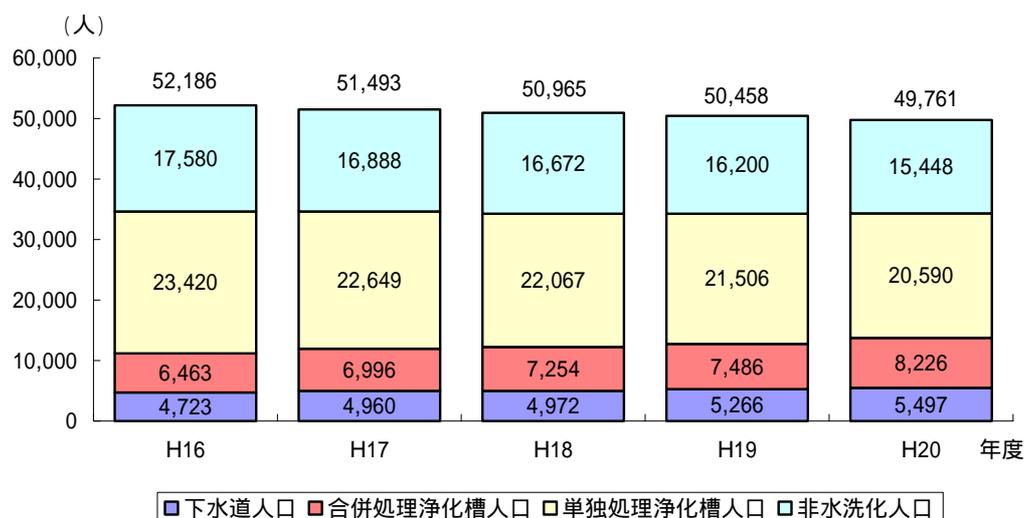
項 目		区 分		
		生活雑排水	し 尿	浄化槽汚泥
収集・運搬		-	許可業者	
処理	下 水 道	君津富津広域下水道組合		-
	合併処理浄化槽	個人・法人		-
	単独処理浄化槽	-	個人・法人	-
	し尿処理施設	-	市	

## 3. 処理形態別人口の推移

処理形態別人口の推移を図3-1-2に示します。

公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及により下水道人口、合併処理浄化槽人口は増加し、単独処理浄化槽人口、非水洗化人口が減少しています。

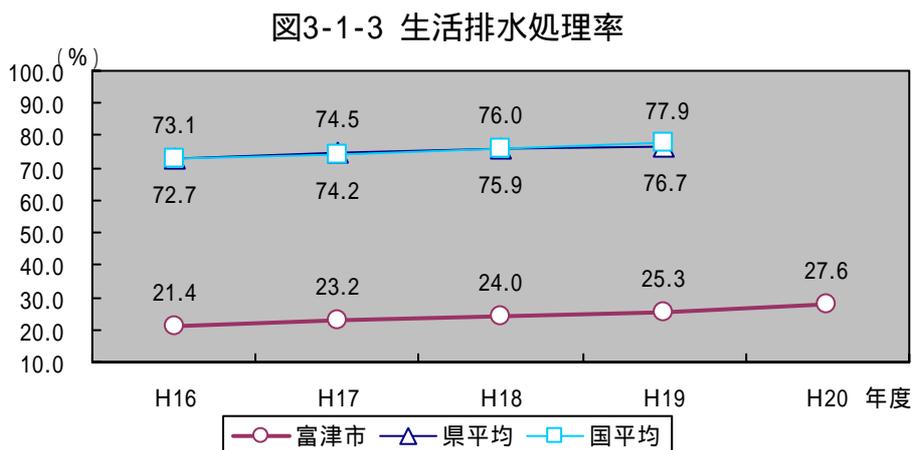
図3-1-2 処理形態別人口



非水洗化人口は、し尿収集人口と自家処理人口の合計を示します。

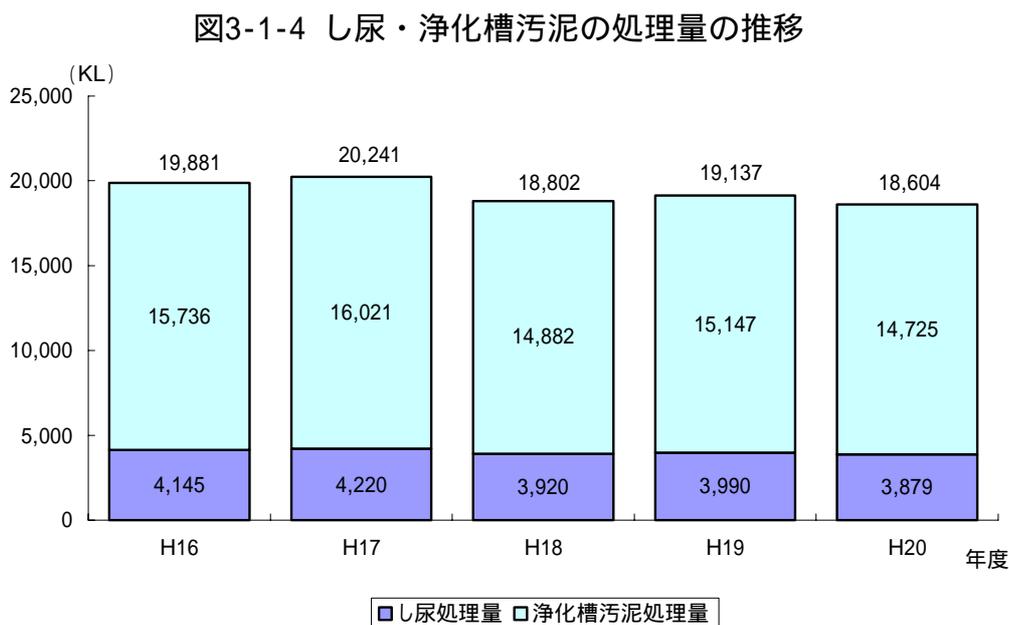
公共下水道、合併処理浄化槽等によって生活雑排水及びし尿を処理している人口の総人口に占める割合(生活排水処理率)は増加しており、平成20年度は27.6%となっています。

本市の平成16～18年度における生活排水処理率を国平均、県平均(いずれもほぼ同様の値)と比較すると、50ポイント以上下回った値となっています。



## 4. し尿及び浄化槽汚泥の処理量

し尿及び浄化槽汚泥の処理量を図3-1-4に示します。下水道の普及に伴い徐々に減少する傾向にあります。



なお平成16年度～平成19年度のし尿及び浄化槽汚泥量は、平成20年度のし尿など処理量の内訳を調査した結果に基づき、総量を以下の比率で振り分けて設定した値です。

平成20年度のし尿量：浄化槽汚泥量 = 0.2085 : 0.7915

し尿及び浄化槽汚泥の原単位を図3-1-5及び図3-1-6に示します。

図3-1-5 し尿の原単位の推移

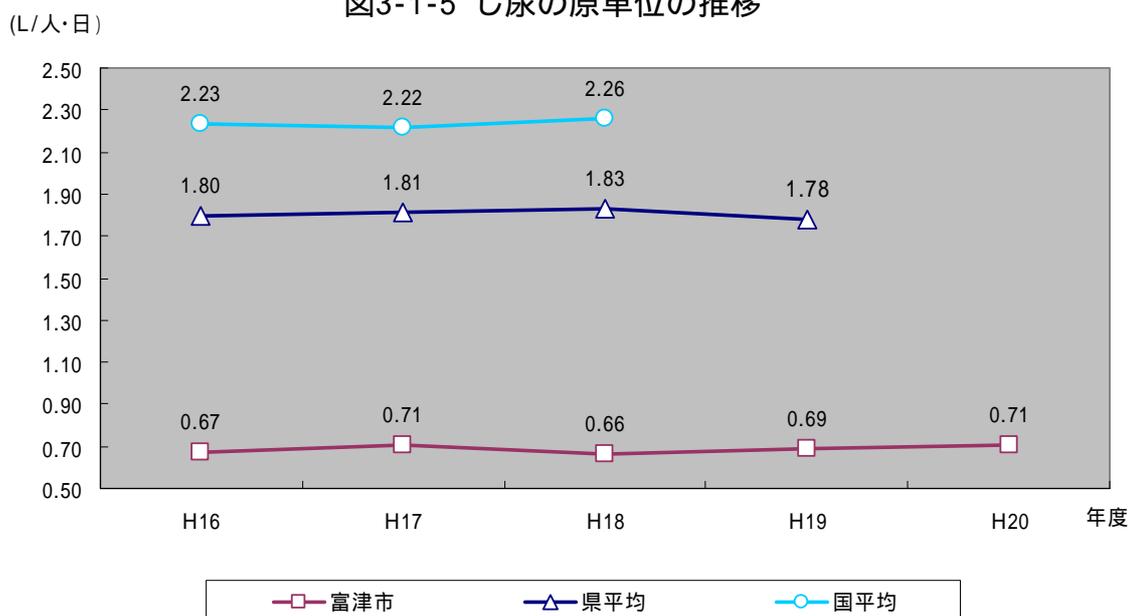
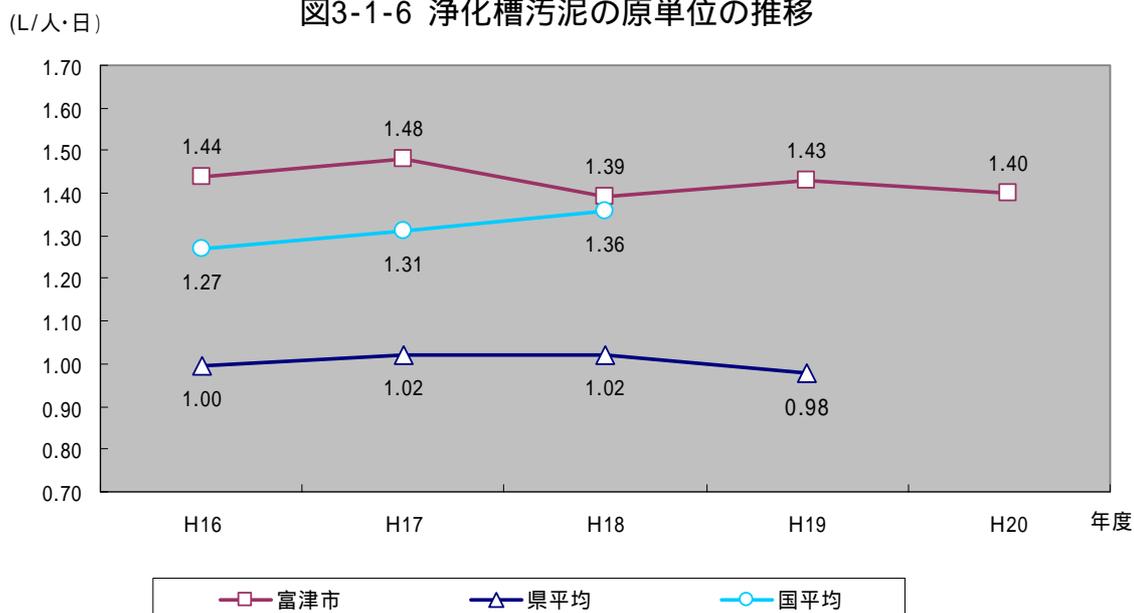


図3-1-6 浄化槽汚泥の原単位の推移



## 5. 関連する事項の整理

### 1) 周辺市町の生活排水処理状況

周辺市町の生活排水処理率は、袖ヶ浦市が最も高く75%となっています。他の市町は21%～56%の間にあります。

表3-1-2 周辺市町の生活排水処理率

(単位：人)

項目 \ 市町	富津市	木更津市	君津市	袖ヶ浦市	鴨川市	鋸南町
人口	50,458	125,260	90,710	60,384	36,721	9,726
生活排水処理人口	12,752	57,504	50,554	45,078	7,763	2,241
生活排水処理率(%)	25	46	56	75	21	23

(資料：千葉県清掃事業の現況と実績平成19年度版)

### 2) 法制度の現状

生活排水対策に関連する法制度として、水質汚濁防止法があります。同法に基づき東京湾については、平成18年11月に化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針が定められました。これに伴い千葉県では、東京湾の汚濁負荷の削減を図るため、平成19年6月に第6次総量削減計画を策定しました。さらに、平成20年3月にみんなで東京湾をきれいにする行動計画(千葉県東京湾総量削減推進計画)を策定し、指定地域内の市町と協力しながら具体的な対策を講じていくこととしています。

取り組みの中心は、公共下水道、合併処理浄化槽、し尿処理施設の整備と適正な維持管理、一般家庭における生活排水対策、事業系排水対策、農地等からの排水対策となっています。

特に生活排水による公共用水域の水質汚濁は、深刻な問題となっており、公共下水道の整備の遅れ、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽を使用する家庭が多く残っていることから、早急に生活排水処理施設を整備することが求められています。

### 3) 処理技術（資源化技術）の動向

生活排水対策に必要な施設は、公共下水道及び合併処理浄化槽が中心となっています。この他に農業集落排水施設、し尿処理施設などがあります。

し尿処理施設は、家庭から収集されたし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設です。

近年、し尿処理施設については、適正処理を行うほかに、処理後に発生する汚泥の資源化、有効利用が求められており、交付金による国の財政支援をうけて新たに施設を整備する場合は、汚泥再生処理センターを採用する必要があります。

汚泥再生処理センターは、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行う他に、処理後に発生する汚泥を堆肥化、ガス化、炭化等にして資源化する施設です。

#### (1) 堆肥化

し尿等処理後に発生する汚泥等を好気性微生物の働きによって分解し、堆肥化する技術です。生産された堆肥は、農地や家庭菜園などに還元します。

#### (2) ガス化（メタン発酵）

し尿等処理後に発生する汚泥等を嫌気性細菌の働きによって分解し、メタンを回収する技術です。生産されたメタンは、発電及びボイラーの燃料等に利用します。

#### (3) 炭化

し尿等処理後に発生する汚泥等を乾留等によって木炭や活性炭とよく似た性質のものに変換する技術です。生産された炭は、石炭代替燃料、土壌改良材及び園芸肥料等に利用します。

#### (4) 溶融

し尿等処理後に発生する汚泥等を溶融処理しスラグ化する技術です。生産されたスラグは土木資材などに利用します。本市では(株)かずさクリーンシステムへ搬出し、可燃ごみ等と同様に溶融処理を行って資源化しています。

## (5) りん回収

処理水中のりん酸イオン及びアンモニウムイオンにマグネシウムイオンを加え反応させ、りん酸マグネシウムアンモニウム(以下「MAP」という。)を回収する技術です。回収されたMAPはりん肥料の原料として利用します。

## 6. 収集・運搬

### 1) 収集・運搬の方法

市が許可した収集業者に市民が直接し尿、浄化槽汚泥等の収集を依頼する方法となっています。

### 2) 収集・運搬車両

収集・運搬車両はバキューム車となっています。

### 3) 収集・運搬区域

本市全域(下水道整備済区域を除く)が収集・運搬区域となっています。

## 7. 中間処理

### 1) 中間処理の概要

許可業者が収集した、し尿及び浄化槽汚泥は富津市クリーンセンターにおいて処理します。

### 2) し尿処理施設の概要

富津市クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)の概要を表3-1-3に示します。クリーンセンターでは、高負荷脱窒素処理方式により生物処理し、有機物及び窒素を分解除去するなどして適正に処理します。

表3-1-3 し尿処理施設の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	富津市クリーンセンター
所 在 地	富津市新富12-1
事 業 主 体	富津市
処 理 能 力	68kL/日 (し尿9kL/日、浄化槽汚泥59kL/日)
処 理 方 式	高負荷脱窒素処理方式
稼 働	平成18年4月

### 3) 放流水の水質

富津市クリーンセンターにおいて処理後に発生する放流水の水質を表3-1-4に示します。放流水の水質は、設計基準を満足しており適正な処理が行われています。

表3-1-4 放流水の水質

項 目	区 分	設計条件	検査結果
pH		5.8 pH 8.6	6.7
BOD (mg/L)		20	3.3
浮遊物質 (mg/L)		70	12
全窒素 (mg/L)		30	16
全りん (mg/L)		4	0.06

(資料：平成21年3月検査結果)

## 8. 最終処分

### 1) 最終処分の概要

処理後に発生する処理水は、下水道の終末処理場に放流されます。

汚泥については、(株)かずさクリーンシステムへ搬出し可燃ごみ等と同様に熔融処理を行って資源化しています。

### 2) 最終処分量の実績

処理後に発生する汚泥の処分量(熔融処理量)を表3-1-5に示します。

表3-1-5 処理後に発生する汚泥の処分量（溶融処理量）

項目 年度	し尿等処理量 (kL)	汚泥処分量 (t)	1kL 当たり 処分量 (t/kL)
18	18,802	1,014	5.39
19	19,137	985	5.15
20	18,604	899	4.83

## 9. 課題の整理

### 1) 発生源における課題

生活排水処理率は徐々に増加していますが、国平均、県平均に比較して低い値となっています。これは、公共用水域へ生活雑排水を未処理で放出している人口割合が高いことを示しており、し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽の早期廃止と、下水道、合併処理浄化槽の普及が急務となっています。

### 2) 法制度を満足するための課題

生活排水は河川を通り、東京湾に流れ込みます。千葉県では、水質汚染を防止するため第6次総量削減計画を策定し、生活排水対策を推進しており、本市における取り組みを強化し水質浄化に寄与することが課題となっています。

### 3) 施設整備の課題

生活排水の対策を講じる上で公共下水道の整備に加え、合併処理浄化槽の普及が重要です。公共下水道認可区域以外の地域において生活雑排水の処理を行っていない世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を図ることが課題となっています。

## 3 - 2 生活排水処理基本計画

### 1. 基本理念

本市は、湊川、染川、岩瀬川等の河川及び南北40kmに及ぶ長い海岸線があり、水環境に恵まれた地域です。市民に安らぎや潤いを提供する貴重な財産であり、そこに生息する生物及び植物にとっても欠くことができません。将来を担う子どもたちのためにも大切に守り残していかなければなりません。

水質汚濁の主因は、工場や事業所等からの排水から、台所、お風呂等からの生活排水に変わってきています。なにげなく流してしまった排水が周辺の自然環境や生活環境を汚してしまいます。良好な水辺環境とその周辺を含めた自然豊かな空間を維持していくために、生活排水対策を推進する必要があります。

本市は、平成11年3月に改定した生活排水処理基本計画を指針として、生活排水の対策を講じてきましたが、生活排水処理率は横ばいの状況でこれまでの取り組みの見直しと新たな取り組みの実施が必要となっています。

生活排水対策は、市民、事業者、行政がそれぞれの自覚と責任を持って、個々にまた協働してこれまで以上に生活排水の適正な処理を推進していくことが重要です。

#### 基 本 理 念

本市の将来の都市像である「躍動とにぎわい 安らぎとふれあいの交差するまち ふつつ」を目指し、市民、事業者、行政それぞれが自覚と責任を持って、個々に、また協働して生活排水対策を实践し「自然と調和した快適な生活環境のまちづくり」を推進することとします。

### 2. 基本姿勢

#### 1) 長期的、計画的な事業の推進

今後15年間の長期的な視点に立って、生活排水対策を推進するための取り組みを定め、計画的に事業を行います。

## 2) 市民、事業者、行政の協働による取組

生活排水対策を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップに基づいて取り組める地域社会づくりを目指します。

## 3) 発生源における取組の推進

水質汚濁を防止するために、水質保全に配慮したライフスタイルを取り入れ、家庭での発生源対策を推進します。

## 4) 生活排水処理施設の活用

公共下水道、合併処理浄化槽等、生活排水を適正に処理するために整備される生活排水処理施設を活用し、地域における生活排水対策を推進します。

## 5) 広域処理の推進

震災及び風水害の発生時等、本市単独では対応できない状況が想定されることから、近隣市町との連携を深め広域的な処理体制の構築を目指します。

# 3. 基本方針

### 方針1：公共下水道、合併処理浄化槽の整備・普及

生活排水を抑制することはできても、全く排出しない生活をすることはできません。排出される生活排水を適正に処理するために公共下水道及び合併処理浄化槽の整備・普及を推進し生活排水処理率70%以上を目指します。

### 方針2：適正処理の推進

収集されるし尿及び浄化槽汚泥については、し尿処理施設での適正処理を推進します。また処理後に発生する汚泥についても熔融処理などにより資源化を推進します。

## 4. 市民・事業者・行政の役割

公共水域の水質保全を推進する上で、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、生活排水対策に取り組むとともに、協働・連携して行動することが重要となります。

### 市民の役割

市民は、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水質保全の中心的役割を担っています。

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭は、生活雑排水が処理できるよう公共下水道あるいは合併処理浄化槽を活用することが重要です。

### 事業者の役割

事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理が行えるよう処理施設を整備するとともに、生活排水については公共下水道への接続または合併処理浄化槽の設置により処理するよう努めます。

### 行政の役割

生活排水が適正に処理されるよう公共下水道やし尿処理施設の整備をしていきます。

市民・事業者に対しては、水環境に対する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促すとともに、補助制度等の周知を図ります。

## 5. 計画目標数値

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

### 生活排水処理の目標

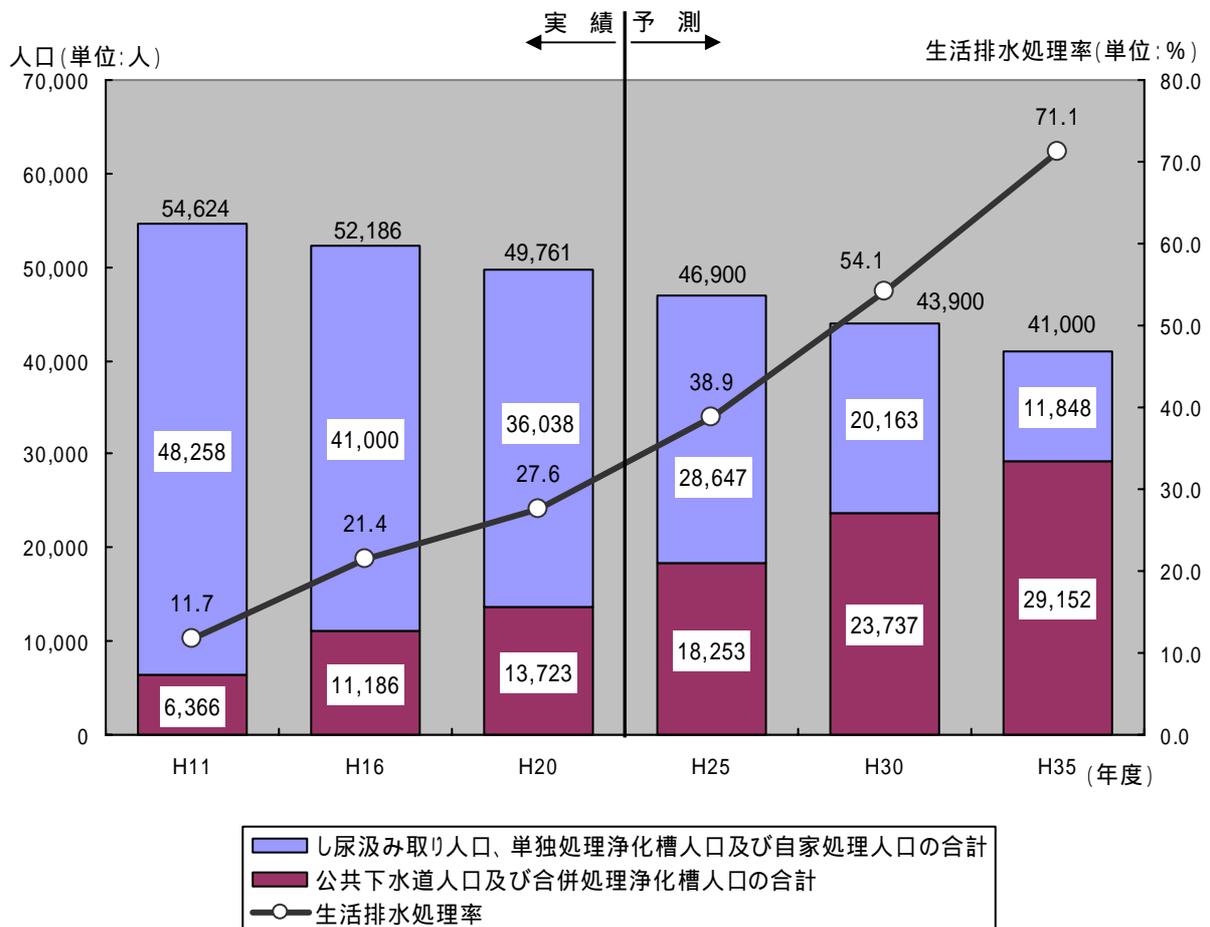
生活排水処理率を平成35年度までに70%以上とすることを目指します。

生活排水を処理する区域を本市全域とし、以下の施設を整備します。

公共下水道の整備及び接続・利用を推進します。

合併処理浄化槽の整備・普及及び適正管理を推進します。

図3-3-1 生活排水処理の目標（生活排水処理率）

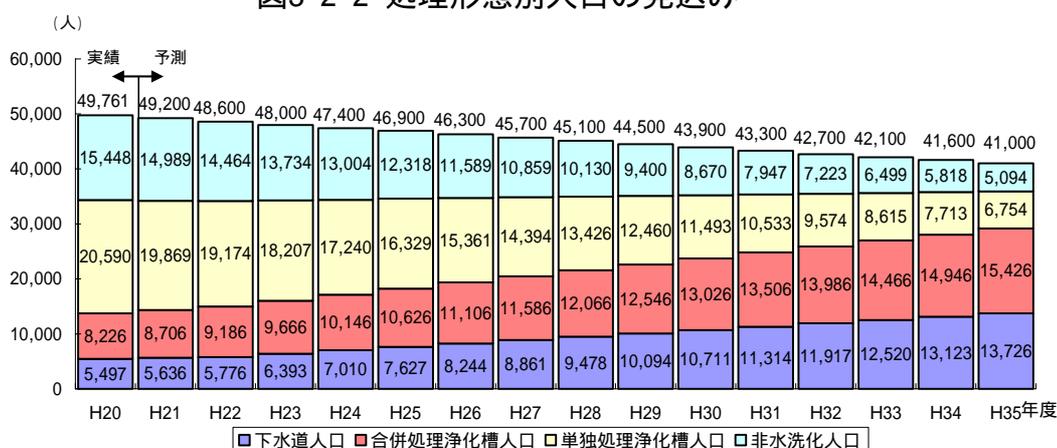


## 6. 処理形態別人口、し尿等処理量の見込み

### 1) 処理形態別人口の見込み

処理形態別人口の見込みを図3-2-2に示します。公共下水道、合併処理浄化槽の普及により、下水道人口は、平成20年度の実績値5,497人に対し、平成35年度には約2.5倍の13,726人となり、合併処理浄化槽人口は、8,226人から約1.9倍の15,426人となる見込みです。

図3-2-2 処理形態別人口の見込み

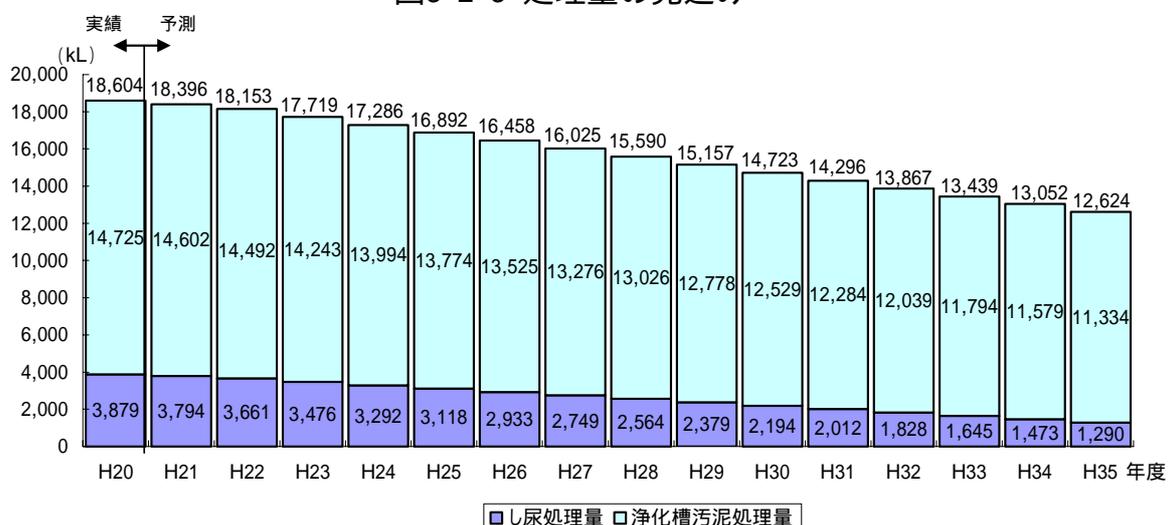


非水洗化人口は、し尿収集人口と自家処理人口の合計を示します。

### 2) 処理量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込みを図3-2-3に示します。総処理量は、平成20年度に18,604kLでしたが、平成35年度には32%減の12,624kLとなる見込みです。

図3-2-3 処理量の見込み



## 7. 収集・運搬計画

### 1) 収集・運搬

本計画で定める収集・運搬とは、し尿汲み取り便槽、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から回収される汚泥の収集・運搬を示します。

### 2) 収集・運搬区域

収集・運搬区域を本市全域（下水道整備済区域を除く）とします。

### 3) 収集・運搬の方法

許可業者による収集・運搬を行います。許可業者に対しては、生活環境に配慮し、収集業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

## 8. 中間処理計画

### 1) 中間処理

本計画で定める中間処理とは、収集・運搬により回収されたし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を示します。

### 2) 中間処理の方法

富津市クリーンセンターにおいて、高負荷脱窒素処理方式を中心システムとした中間処理を継続します。

### 3) 施設整備

クリーンセンターは平成18年度より稼働を開始し、円滑かつ安定した処理を継続しており、また処理量が減少傾向にあり、新たに施設を整備する必要がないことから既存施設での処理を継続します。

## 9. 発生抑制・資源化計画

### 1) 発生抑制・資源化

発生抑制とは、汚濁負荷の要因である生活排水を公共用水域に直接排出することを抑制することを示します。

資源化とは、中間処理後に発生する汚泥などを有効に利用することを示します。

### 2) 発生抑制

#### (1) 公共下水道の整備促進

公共下水道の処理区域においては、下水道の整備を推進します。

公共下水道区域内で供用が可能な地域について、水洗トイレの普及を促進し、公衆衛生の向上を図る目的で改造工事をする場合、君津富津広域下水道組合では補助金を交付しています。また、水洗トイレの改造資金として金融機関から融資を受けた場合、その返済にかかる利子について補給します。これら支援制度の周知を図り、公共下水道への接続を促進します。

公共下水道の事業計画の概要を表3-2-1に示します。

表3-2-1 公共下水道の事業計画の概要

項 目	内 容
事 業 名 称	君津富津広域下水道組合公共下水道事業
事 業 主 体	君津富津広域下水道組合（構成：富津市、君津市）
計 画 目 標 年 次	平成36年度
計 画 区 域 面 積	全体4,406ha うち富津市分：1,849ha
処 理 区 域 内 人 口	全体87,700人 うち富津市分：28,300人
計 画 汚 水 量	全体47,200m <sup>3</sup> /日 うち富津市分：18,080m <sup>3</sup> /日
処 理 方 式	分流式、凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法 + 急速ろ過法
処 理 能 力	47,200m <sup>3</sup> /日

#### (2) 合併処理浄化槽の整備促進

公共下水道の処理区域以外については、合併処理浄化槽の整備を推進します。

本市では、合併処理浄化槽の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付しており、本支援制度の周知を図ります。

## 【現状における補助制度の概要】

新規設置の場合

高度処理型合併処理浄化槽

10人槽以下の浄化槽で人槽にかかわらず一律300,000円

転換による設置の場合

単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替える場合

新規設置の場合の補助限度額に最大180,000円を加えた額

くみ取り便所を合併処理浄化槽に付け替える場合

新規設置の場合の補助限度額に最大100,000円を加えた額

### (3) 汚濁負荷の低減

家庭及び事業所などにおいて、排水量そのものあるいは、汚濁負荷の要因となる物質を排出しないことも重要です。市民、事業者が取り組めることを周知し徐々に汚濁負荷を削減していきます。

三角コーナー及びストレーナー等の設置

食用油の再利用、再生利用の推進

油や食べ残し等の排水口への廃棄の抑制

合成洗剤、シャンプー、リンス、歯磨き粉等は適量を使用

アクリルたわしを用いるなどして、洗剤の使用量を削減

洗車時は排水量を少しでも減らすよう工夫

米のとぎ汁の有効利用

節水の励行

家畜糞尿の適正処理

### 3) 資源化

中間処理後に発生する汚泥については、(株)かずさクリーンシステムでの溶融処理及びスラグの資源化を推進します。

## 10. 最終処分計画

### 1) 最終処分

本計画で定める最終処分とは、中間処理後に発生する溶融飛灰の処分を示します。

### 2) 最終処分の方法

溶融処理後に発生する溶融飛灰については、既存の処分場で処分し、処分場の供用完了後は、広域処理あるいは民間事業者への処分委託を検討します。

## 11. 災害発生時の処理・処分

### 1) 処理体制の維持

被災時の処理・処分については、平常時と同様に許可業者による収集・運搬と市による処理・処分を行います。

収集・運搬車両、処理・処分施設の被災状況を考慮し、必要に応じて県及び近隣市町、民間事業者の協力を求め円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

### 2) 仮設トイレの設置

水洗トイレが使用できない場合には、被災状況に応じて、仮設トイレを設置します。そのために仮設トイレの備蓄、建設会社等の民間事業者との仮設トイレの調達に係る連携を図ります。

### 3) 県・近隣市町等との協力

本市単独での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

## 12. その他の事項

### 1) 住民に対する広報・啓発活動

#### (1) 広報・啓発

広報・啓発用のチラシ、ホームページ等を使って、生活排水処理の重要性や公共下水道及び合併処理浄化槽の利用促進について、継続的かつ効果的に情報を発信します。

また、自治会等と連携を図り、汚濁負荷の軽減について家庭・地域でできる対策について周知を図ります。

#### (2) イベントの開催

水質汚濁防止及び水環境の保全等を題材とした講演会、シンポジウム、河川、水辺などにおける体験型のイベントの開催及び側溝、河川清掃等を介して、意識の高揚を図ります。

#### (3) 体験型学習会の開催

施設の見学会、学習会等を行い、公共下水道、合併処理浄化槽等を利用することによる環境保全や発生源における水質保全対策の大切さについて学習する機会を増やします。

#### (4) 浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施について啓発し、適正管理が行われるよう指導します。

### 2) 地域に関する諸計画との関係

本計画は、基本計画、環境基本計画、下水道計画等の上位計画及び、国・県等の関連計画等とも整合を図り、現況を踏まえた中で、将来における現実性を考慮して作成しています。



# 富津市一般廃棄物処理基本計画

平成 2 2 年 3 月

発 行 ・ 編 集      富津市経済環境部環境保全課  
〒 2 9 3 - 8 5 0 6  
千葉県富津下飯野 2 4 4 3 番地  
電話 ( 0 4 3 9 ) 8 0 - 1 2 7 3

本書は再生紙を使用しています。

